

むつ市議会第236回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成30年6月14日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第2 議案第50号 財産の取得について

（むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第3 議案第51号 財産の取得について

（むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのもの）

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 原田敏匡 議員
- (2) 20番 村中徹也 議員
- (3) 8番 石田勝弘 議員
- (4) 4番 工藤祥子 議員
- (5) 18番 斉藤孝昭 議員

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第2 議案第50号 財産の取得について

（むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第3 議案第51号 財産の取得について

（むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのもの）

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 原田敏匡 議員
- (2) 8番 石田勝弘 議員
- (3) 4番 工藤祥子 議員
- (4) 18番 斉藤孝昭 議員

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 づ く 康 り 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

財務課 部長	石橋秀治	福高福祉センター	部者課 括援一長	池田雅文
経済推進課 部長	福山洋司	経産政策	部用長	石田隆司
経産政策 総括	小林睦子	経観課	部略長	杉澤一徳
経農振 畜課 部長	酒井一雄	都整推進	市部り長	大濶聡
財務主 課 幹	金田貴裕	都整都計主	市部市課幹	長内誠
教委事務 総主	柏谷圭則	総総主	部課査	井戸向秀明
企政工戦 策略主 課 査	新田剛	企政市連主	画部民課査	川部小枝華
総総主 務課 査	畑中佳奈	総総主	部課事	中村善光

事務局職員出席者

事務局 長	東	雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
総括主 幹	奥	本	聡	主	幹	葛	西	信	弘
主任主 査	堂	崎	亜希子	主	査	井	田	周	作

◎開議の宣告

午前10時35分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず初めに、本日この後、使用済燃料中間貯蔵施設をめぐる関西電力株式会社に係る一連の報道を受けた対応について及びむつ市総合アリーナ建設工事について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、6月11日、市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日行政報告の後に上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（白井二郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。

本日、2件ご報告がございます。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設をめぐる関西電力株式会社に係る一連の報道を受け、今日に至る経緯及びむつ市の対応について、ご報告申し上げます。

6月2日、関西電力株式会社が当市の「使用済み核燃料の中間貯蔵施設に出資する方向で最終調整をしており、福井県にある同社の3原発の使用済み燃料を搬入し一時保管する目的で、新たに出資のためのファンド設立を検討している」という、共同通信社からの配信報道がありました。

これを受けて、6月3日に地元紙である東奥日報社、デーリー東北新聞社、河北新報社の新聞紙面において本件が一面等で大きく掲載され、さらに福井新聞をはじめ全国の多くの新聞で同様の記事が掲載されたところであります。

私は、この報道に接し、これが事実であるならば、立地地域であるむつ市の理解を得ることなく、一部の事業者等の意向によって国策が歪められ変貌していく事実を意味するものであり、本市としては到底受け入れられるものではないと判断いたしました。

また、本年1月にも「関西電力株式会社が福井県にある同社の3原発から出た使用済み核燃料を、むつ市の中間貯蔵施設に搬入し一時保管する方針を固めた」との報道があり、こうした報道が繰り返されることによって、地域の不安と不信感が高まっているとも感じました。

したがって、本件に対して真相を究明する必要があると判断し、まずは、6月4日の定例記者会見の中で、次の4つの措置を講じる発表をさせていただきました。

1. 一連のプロセスの透明性と公正を期すため、原則として全職員に対し、関係事業者への接触の一切の禁止の措置。本件の説明以外での市役所への出入りの禁止の措置

2. 経済産業省に対しての、国の本事業に関する基本的認識についての確認
3. 青森県に対しての、事実確認のための公開での面談の要求
4. リサイクル燃料貯蔵株式会社、その親会社である東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社に対しての、公開の場における事実関係の説明の要求

これらに基づき、第1に、6月5日、私は経済産業省資源エネルギー庁日下部聡長官を訪れ、使用済み燃料の中間貯蔵に係る事業について国の基本的な認識を確認しました。

日下部長官からは「この事業の推進には、地元の理解が大前提であること、地域に断りなく事業者の意向をもって進めるべきでないこと、そして国の責任の下、事業者に対する指導を徹底する。」との発言がありました。

また、同日朝には、同省の定例会見において、記者からの質問に答える形で、世耕弘成経済産業大臣から「関西電力自身が否定をしていることは明確」「使用済み燃料対策は、個別の場所とか個別の事案を念頭に置いたものではない。」との発言がありました。

第2に、6月7日には、青森県庁へ鎌田光治副市長を派遣し、佐々木郁夫副知事からは、「当該事業は地元との信頼関係や協力関係の下、進めていくことが大変重要である。」、また、「報道の事実について青森県は承知していない。」ことを確認しました。

第3に、6月8日には、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社の3事業者に報道機関に公開する形で本件に関する説明を求め、それぞれ以下のような回答がありました。

東京電力ホールディングス株式会社からは、宗一誠常務執行役が出席し、「一連の報道について、

当社として一切聞いておらず、承知もしていない。中間貯蔵事業は、地元の理解なくして成り立たないと考えている。これからも、地域との信頼関係が大前提であり、地元最優先で進めていきたい。」との説明がありました。

日本原子力発電株式会社からは、村松衛取締役社長が出席し「このような話は私どもとしても一切伺っていない。」「いかなることがあっても、この協定の基本的な考え方、基本精神を遵守していく。」「協定内容の変更は、事業者の一存で決してできないと認識しているし、地元の皆様と協力して進めてまいりたい。」との説明がありました。

そして、リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、坂本隆代表取締役社長が出席し、「一連の報道により、市長、むつ市民の皆様、そして地域の多くの皆様が事業に懸念、心配、不信感を持っていることに、申し訳なく思う。」「当社は一切聞いておらず承知していない。」「私どもの事業は、地域の皆様と一緒に歩ませていただいていた歴史があり、その上で、地域の皆様から深いご理解、ご支援、ご協力をいただき、むつ市関根地区で事業をさせていただいている。地域の皆様のおかげである。」「今後とも、むつ市としっかり相談させていただきながら、事業を進めていく。」とする説明がありました。

これらの取り組みを踏まえ、第4に、6月11日、白井二郎むつ市議会議長へ中間的にご報告させていただき、併せて本日の行政報告のお願いをさせていただきました。

白井議長からは、「関西電力株式会社に対しても事実関係を確認した方が良い。」とのアドバイスをいただき、同日、関西電力株式会社に対して公開での質問状を送付いたしました。

関西電力株式会社からは、6月12日付けで、「福井県外での中間貯蔵施設の立地地点確保に向け、

あらゆる可能性を検討し、鋭意取り組んでいるところですが、弊社が使用済燃料を青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入し一時保管する方針を固めた事実は一切なく、むつ市の中間貯蔵施設に出資する方向で調整をしている事実も一切ありません。また、当該出資のためのファンド設立を検討している事実も一切ありません。」との回答があったところであります。

第5に、関係する全ての事業者等が報道について一切ないと否定したことを受け、報道そのものが事実誤認である可能性も視野に入れ、6月11日に、配信した共同通信社に対して、記事の根拠について、公開で質問状を送らせていただきました。

これを受け、共同通信社からは、6月13日付けで、「記事の内容は十分な取材に基づいています。取材源などについては申し上げられないことをご理解ください。関西電力などの反論についてはコメントする立場にありません。この問題については今後も取材を継続してまいります。」との回答があったところ です。

この回答のとおり、報道の根拠について示されることはございませんでした。

市といたしましては、国、青森県、関係事業者の全てに対して、ヒアリング等を実施し、事実関係がないこと、また、一方で共同通信社から報道の根拠が示されなかったことから、今回の一連の報道にあったような事実については確認できなかったため、報道のような事実はないと認識せざるを得ないと考えております。

今後は、この行政報告等での議員の皆様のご意向を伺い、接触禁止の解除等、事態の収束を図る予定としております。

今回の一連の報道により、市民の皆様は、本事業に対する不安感や、本事業者に対する不信感を抱いた方もいらっしゃるかと存じますが、私といたしましては、今回の言動のように、毅然とした対

応で、今後も本事業に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、むつ市総合アリーナ建設工事に関して、入札不調となりましたのでご報告いたします。

2020年の供用開始を目指して準備を進めているアリーナ本体の建設工事につきましては、地域経済への貢献と高度な施工技術を確認する観点から、市内に本店を有する建設業者と大規模工事の施工実績を有する大手の建設業者との共同企業体による受注を参加条件として公募型指名競争入札を実施することとし公告いたしました。

その結果、入札参加希望者が1者でありましたので、本年6月8日に見積りを徴したところ、見積金額が予定価格に達しなかったため、不調となりました。

その要因は、市が設定した予定価格と最近の建設コストの高騰を加味して建設会社が見積もった価格との間に乖離が生じているものと推察しているところであります。

今後の対応につきましては、関係者からのヒアリングを踏まえて、発注方法や工事内容等を検討し適切な措置を講じて、改めて入札を実施したいと考えております。

本定例会で追加上程する予定でありました契約案件につきましては、今後整い次第、議会での審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくごお願いいたします。

なお、今回の不調によって、工事の発注が遅れることとなりますが、議員の皆様のご協力を得て、2020年の供用開始には影響がないよう努めてまいります。市といたしましては、市民の皆様のご要望を受け、また早期完成に大きな期待をいただいている総合アリーナの着実な整備に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、ごお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設をめぐる関西電力株式会社に係る一連の報道を受けた対応についての報告に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点か質疑させていただきます。

まず、2ページ目のほうの上段に、世耕経済産業大臣のほうから、「使用済み燃料対策は、個別の場所とか個別の事案を念頭に置いたものでない」、このような発言があったということですが、この発言について、むつ市はどういうふうな理解をしているというか、そこを教えてください。結局国のほうでは、使用済み燃料対策というのをとっているという、そういう内容の文章ですが、そういうのも含めて、ちょっと市の考えをお聞きしたいと思います。

それと、次の3ページ目のほうであります、上のほうで、関西電力株式会社からは、6月12日付で、「福井県外での中間貯蔵施設の立地地点確保に向け、あらゆる可能性を検討し、鋭意取り組んでいるところですが」、こういうふうな回答があったということですが、これについてむつ市としてはどういうふうな思いを持っているというか、そこを教えてください。

そして、中段、下のほうですが、共同通信社からは、6月13日付で、「記事の内容は十分な取材に基づいています」というふうな回答を寄せていると。そして、「取材源などについては申し上げられない」というふうな回答であったということですが、報道によると、全て関係者への取材でわかった、こういうふうな形で文章、記事が始まっているのです。この関係者への取材でわかった。だから、この関係者というのはかなり広いのですね、いろんな人が関係していますから。そういう

意味で共同通信社は、記事の内容は十分な取材に基づいていますというふうな回答を寄せている。

これについて、市としてはどういうふうに思っているかということもお聞かせ願いたいと思います。

そして、結論としては、報道のような事実はないと認識せざるを得ない、そして事態の収束を図る予定だということで、これでいろいろ調査したけれども、根拠も何も事実関係が明らかにならなかったから、これでも市としては対応を終わるという考えでよろしいかどうか。

以上、よろしく願います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

お尋ね4点あったと思いますが、まず世耕大臣の発言についてということで、「個別の場所とか個別の事案を念頭に置いたものではない」ということについての我々の受けとめということでもありますけれども、その言葉のとおり受けとめさせていただいております。

2点目でありますけれども、関西電力株式会社のコメントとして、「あらゆる可能性を検討し、鋭意取り組んでいる」ということについてのむつ市の思いということですが、これについては特にありません。

それから、共同通信社に関して、今回のこのコメントですけれども、我々としては質問として2点させていただいております。この報道についての根拠ということと、それから全事業者が反論しているということについて、その受けとめということと、あるいはその責任者がこういうふうな形で否定しているということに対して、地方紙に対して配信した責任というものをどう捉えているかというような質問をさせていただきましたが、これらについて、明確な答えがありませんでした。ただ単に取材については、記事の内容は十分な取材に基づいていますというような回答しかござい

ませんでしたので、この根拠が示されなかったことから、我々としてはなかなかこれを事実として受けとめるということは難しいのではないかと、うふうなことで今考えております。

一方で、関係事業者は全て責任のある方がこの報道について否定をしておりますので、そうしたことを総合的に勘案すると、先ほど述べたような結論になるというふうに理解しています。

今後の対応についてでありますけれども、当然今回の行政報告ということ踏まえて、最終的な結論を出していきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 共同通信社の部分でございますが、当然新聞社としては関係者への取材でわかったということで記事を始めて、どこから出たかというのは、そういうのは企業秘密というか、そういった部分に入るのがかなりあるかなということで、それは誰がどこから聞いたというのは、当然そういう企業秘密の部分に入るの、それはなかなか公表はできない部分かなということで理解をすると、記事の内容は十分な取材に基づいていると。やはりこの表現は、かなり私としては気になるところなのです。ですので、私としては今回で終了という立場をとることなく、記事の内容は十分な取材に基づいているというふうに堂々と回答してきているわけですので、これはいいかげんな人からの取材でないというふうに、やはりそういう形でむつ市としては受けとめてほしいなということで、こういうのがございますから、今後これで終わることなく、こういう動きを、今まで1月にも報道がありましたけれども、当然受け身になっているので、こういう報道がなされないような形で、もっと前向きに情報収集していくような形の対応をぜひともお願いしたいなというふうに思うのです。

そして、あと当然市長は原発推進という形で申し入れしている際に、やっぱりこういう形のもののところの部分も地元の理解なしに進めることをしてはいけないよという申し入れもあわせて強くやってほしいなというふうに思うのですが、そここのところの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今回の行政報告、しっかり聞いていただいていたのかなということをお願いしたいわけでありまして。

まず、そもそもこの共同通信社というところの取材ということの妥当性というか、この正確性ということについて言えば、私はこれに関して、私自身が各社の社長あるいは代表者の方に直接公の場で取材を申し込みました。しかも、事前に調整ができない形で出入り禁止、接触禁止という形の中でさせていただいております。これ以上の取材の方法というのであれば、むしろそれは提示をしていただきたいと。

今回そういうような形で私自身が乗り出して取材をしたということは、そのこと自体が、そのことによって引き出した答え自体が正確な事実であって、それ以上の事実は私はないというふうに理解しています。もちろんこの問題に関しては、私自身にも嫌疑がかけられているというふうに思っていますが、今回の一連の言動で市民の皆様には十分信頼をしていただける対応をしたというふうに認識をしております。

また、先ほど原発の推進とか勝手にレッテルを張られていますけれども、そういうことではなくて、今回の一連の行動の中で、国、これは資源エネルギー庁の長官、それから副知事、それから各社の社長ということで、地域に寄り添った形でしかこの事業は進まないというような言質を得ています。このことをもって、これ以上の対応ということは私自身は必要ないと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 何かこれで今回の事案に対しては対応が終わるような形の答弁のように聞こえるのですが、確かにいろいろな事業者の責任ある方の回答をもらったということでは、大変それなりに機敏な対応でよかったなというふうに私としては思っております。本当に私自身もかなり安心したところはあるのですが、それなりにもやもやがありましたけれども。

ただ、今回の対応はすごくよかったのですが、この取材の記事の内容は、「十分な取材に基づいて」、これがすごく私気になってしょうがないのです。だから、やっぱりこういうところが全く出ないような形で、こっちからもうちょっと情報収集を積極的にやっていって、こういうことが3度目起こらないような形でぜひ対応してくださるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。21番川下八十美議員。

○21番（川下八十美） 本日、ただいま市長からリサイクル燃料貯蔵株式会社、主に関西電力のいろんな報道について行政報告がなされました。この点は、私も議員の一人としてありがたいと思っております。

きょうの行政報告は、そういう面では評価できる点はあるのですが、しかし質疑応答の中で私は、私の今までの議員気質からすれば、いろいろ質疑をしたいところでもありますけれども、本日はこの件に対して、村中議員から2番目に一般質問の通告もなされておりますし、私は同僚議員の一人として、この議員の一般質問というものは非常に重く受けとめなければいけないと思っております。そういう点からは、中身についてのるるの質疑は村中議員に託すと同時に、1つだけ市長にお伺い

をいたしておきます。

それは、6日、我々は本会議が開会になったのですが、3日の日付でも、このリサイクル燃料貯蔵事業にかかわる報道について、市長からは文書報告をもって議長を通して私たちに報告がなされておったところであります。たまたまきょう、これは重要なことでありまして、私は歓迎はするのですが、今まで文書報告していたものが、きょうの一般質問があるにもかかわらず、この日にあえて行政報告として市長から申し入れをされたという、その根拠がどうも私としては理解でき得ない部分があるわけでありまして、そういう点について、今までの報道については、文書報告であったけれども、今回改めてこの議会に行政報告としてなされたところの市長の考え方、このことだけひとつお伺いをさせていただきたいと思っております。

中身については、私も議員の一人として甚だ残念な部分もあります、遺憾なところもありますし、また将来にわたってこのことを私たち議会も真剣に考えていかなければならない問題だと思っておりますけれども、今言ったように、2番目に登壇する村中議員の質問に託したいと思っておりますから、前段の1点について市長の考え方をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今のお尋ねに関しては、明確に3点でお答えをさせていただきたいと思いません。

まず1点目ですけれども、やはりこうした市政に関する重要な課題については、市民の皆様に対して公の場で発表する必要があるであろうというふうに私は考えています。したがって、議会の開会中でありまして、この議場において私と皆さんが、私が報告をし、皆さんと議論することで、この真相を明らかにするという必要があるという観点から行政報告という形をまずとらせてい

いただきました。

次に、このタイミングでやらせていただいたというのは、まずこの報告も最短でこれを実施する必要があるだろうということを考えました。したがって、関係者から全ての見解が出そろったのがきのうということでありますので、本日の報告とさせていただきますところであります。

3点目でありますけれども、2点目と関連しているのですが、我々としても今回の一連の報道、あるいは各社からの回答について、一定の結論を得たというのがきのうの時点でありましたので、きょうとさせていただきますところであります。

行政報告と一般質問についての関係ということについては、我々も十分認識をしております、一般質問を封鎖するような、議員の質問を奪ってしまうかのような形での行政報告は、この議会上ふさわしくないということは十分承知しております。したがって、これを事前に議長とご相談させていただきます、本日の行政報告になったということはあえて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。9番菊池広志議員。

○9番（菊池広志） 若干お尋ねさせていただきたいと思います。

やはりこの事業に関しては、議会も前向きに応援した結果での今の中間貯蔵の事業と考えております。その根底は、信頼であります。RFSとむつ市が協定をしたわけです。その中に関西電力からそういうことがあって、この今忙しい中で市長がいろいろ動かされた、その経緯の中で、一切ないというようなことで今動いております。

しかしながら、このような事態というのは、やはり社長ではないのですよね、いろんな取り巻きの中から一つのをやろうとするというときに、下のほうからいろいろ調査をしたり、いろい

ろこういうことがあって、それが共同通信社等々に流れたというようなことで、そういう根拠もあるという話をされました。

ただ、私先ほど述べましたように、信頼を持って事業を進めていくわけでございます。やはりその信頼というものはどれほど大切かというようなことをぜひ市長にもわかっていただきたい。もしこのことが後で、本当は一切なかったつもりだったけれども、ここにあったということがあったときに信頼は崩壊するわけであります。そのようなことを肝に銘じておけば、交わした信頼を信じてやる以外は、幾ら聞いても、どこに聞いても、いや、一切ない、一切ないという言葉でしかないわけであります。やはりそういう部分を考えると、この約束というようなものを信頼して、ぜひそれは進めていただきたいなというように思います。

それ以外にどこを話ししても、「信頼」や、「一切ない」という言葉しかないと思いますので、これは進めるべきであって、それがもし崩れたときに、むつ市の対応としては、信頼が崩れた以上は、この事業に対しては厳しい判断をするという強い思いもまた持っていただきたいなというように思いますが、その点について市長はどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も菊池広志議員と基本的な認識を共有しております、まず6月4日の定例会見の中で、もしこの報道が真実であるならばとしつつも、この事業について立ちどまって考えざるを得ないというようなことを表明させていただきました。

そもそもこの事業というのは、国と、それから県と、それから市と、それから関係事業者が一体となってこれ進めなければいけない事業だと思っています。リサイクル燃料貯蔵株式会社は、これは誘致した経緯はありますけれども、今社員のほ

とんど全てがむつ市民であります。したがって、地元企業であると。ここと友好関係、信頼関係があることは言うまでもありません。

そして、東京電力ホールディングス株式会社、そして日本原子力発電株式会社は、これまでこの事業でともに歩んできたビジネスパートナーであるというふうなことも言えると思います。

ただ一方で、そうした方々だとしても、万が一我々が知らないところでそういうことをしていると、そういう検討をしているということであれば、これは重大な我々に対する背信行為であるというふうに言わざるを得ないというふうに思っておりますので、今回まずその真相究明が大事であるということで、関係事業者の最も責任のある方にお話をお伺いしたと。

報道が先行していて、要するに十分な取材をしたというふうな話で書いていますけれども、それは誰に取材したのかということは明らかになっていない。報道の根拠すら明らかになっていない。ところが、一方で私は、責任のある方に私自身が聞いて一定の回答を得ている。これは、市民の皆様も、全国の方々も、どちらが正しいかというのは、子供が判断してもわかることだと私は思っていますので、今回の件はこれで収束をさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 9番。

○9番（菊池広志） 今の市長の答弁で、はっきり私も同じ考えであります。

このようにいろんな形で各社全てに質問し、そしてこのような回答を得られた。そして、そのほかにも資源エネルギー庁、そのほかに経済産業省等々にも伺っております。やはりこれ以上、これを、いや、そうなのではないか、ああなのではないかと調べることは、これは不必要なことと感じております。私は、今のこの対処で十分。

ただ、このような事案というものは、いろんな会社の中でもあるわけでありまして。このよううわさに等しいような、またうわさではなく、事実にあることもこのようなことがあると思う。だけれども、それ以上に我々がそれを騒ぎ立てながらそれを探し出すという必要性は、信頼の中では必要ないものと考えます。

私は、今の市長のとられたいろんな行動に対しては、十分やられたと。あとは、「信頼」という言葉を大事にして、今の事業をそのまま進めたいか、今このむつ市にとっては必要なことと考えております。ぜひこのままの状態で行っていくというようなこと、そしてまたこのことがもし、万が一あったときには、それに対して対応していくべきものと考えますので、ぜひ今の状況でお願いしたいと思っております。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

次に、むつ市総合アリーナ建設工事についての報告に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどよろしく申し上げます。

まず、この不調になった要因というのが、市が設定した予定価格と建設会社が見積もった価格との間に建設コストの高騰ということで乖離があったと推察しているということではありますが、この推察、建設コストの高騰、これが一番大きかったのかどうか。私の情報では、いろいろ人件費も、今東京オリンピック前で東京のほうも、あと岩手のほうも震災の復興でかなり人出が向こうのほうに行っているというふうな話もあってありますので、ここの建設コストの高騰という部分だけなのかどうかというのを再度お聞きしたいと思います。

それと2点目ですが、今後の対応につきましては、発注方法や工事内容等を検討して適切な措置というのですが、これは例えば具体的にどういう形なのか、もう少しお答えいただければなというふうに思います。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

不調になった要因の中で、建設コストの高騰というお話をさせていただきました。この建設コストには、人件費等も含めての建設コストというようにご理解をいただきたいと思います。

また、2点目の今後の見直し、または発注内容等を見直ししたうえでという中においてのお話ですが、ただいまこの要因を関係者等からのヒアリングを実施して調査をしております。この調査を終わって内部でも検討したうえで、どのような形で発注をすべきかを考えたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この不調については、私はかなり一般質問のときにでも不調になる可能性が高いと、そうならないようにきちんと対応してほしいというふうなことを主張してまいりましたが、まさに不調が今回第1回目として発生したということでございます。これは発注方法や工事内容を検討して適切な措置というのですが、一応総額45億円という枠はきちんと守られるのかどうか、そのところをしっかりと答え願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今回の事業者へのヒアリングを踏まえて、今後そうしたことについても議員の皆様にご相談いただく場面があるかもしれないというふうに今の時点では想定しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういった場面も想定しているということではありますが、まさに青森の総合運動場ですか、スタジアムでも100億円ぐらいが百二十幾らとか、3回ぐらい不調あったのかな、あっちは。そういう形でかなり2割、3割という形で結果として高くなってしまっているという事実があるのですが、そういうことは何としても防いでほしいというふうに思います。そのところの防ぐという考えは結局ないということで、45億円が50億円、55億円となっても、これはいたし方ないという立場でよろしいか。それとも、私としてはもうそうなったら規模縮小、これを検討するべきかなというふうに思っております。55億円とかというふうになったら、やはり規模を縮小して45億円に抑えるというふうな発想も必要かなと考えますので、そのところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何か特定の方向に誘導しようとする質疑をいつもされているのですけれども、今回公募時に示した概算工事費との比較でお答えしますと、今回の差額というのは2億5,000万円ということになっております。万が一上がったとして、今回の入札という意味でのその結果を見て、この2億5,000万円という形で上がったとしても、そもそも国から14億円、それから県の事業として7億円の補助金をいただいております、当初40億円で作るといような予定の総合アリーナですけども、実際今我々合併特例債も使って10億円でできるというふうな見込みでやっております。

財政との関係での影響についても、既にシミュレーションをしております、その程度であれば、財政のさまざまな指標、将来負担比率や実質公債費比率などに対する影響はないというふうに理解

をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。9番菊池広志議員。

○9番（菊池広志） 体育館、ぜひとも私はつくってほしい立場のほうで言わせてもらいますが、今話しされたとおりの約45億円で、大体誤差が2億5,000万円。私はすごくよかったなと思っています。今まで議会のほうから言われるのは99.何%というような、そういうことが今まで言われてきました。今回不調になったと、きっとそうだなと。材料費が上がる、人件費が上がる、計画したときから、もう約1年ぐらいたっているわけでございますので、ぜひともこの部分では、やはり業者側とぜひ懇談しながら、談合しろとは言っていない、懇談しながら、話ししながら、この差をなく詰めていくような形。何も縮小とかそういうことは言っていない。ぜひとも今の計画どおりに進めていった中で、やはり向こうのほうでは向こうのほうの予算がある、こちらのほうはこちらのほうの予算がある。そこら辺の中をもちまして、うまく決めていただきたいなというように思います。

どちらかという、市長は何か頑固な性格みたいで、なかなかこの45億円は絶対だめだというような話も聞いておりますけれども、その辺はその辺として業者との関係をうまく密にしながら、余り密にしていなくてもいいのですけれども、その部分できちんと決めて、今の事業を決定していただければなと思いますが、その点について、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、誤解のないように申し上げますけれども、業者と価格を調整するということは一切ありません。まず、それは我々の立場としてそうです。

今回の件に関して言えば、実勢価格との乖離というものが、少し想定していなかった部分としては、今現状で聞いている範囲でいきますと、なかなか大規模な工事になりますので、こちらで工事に携わる方々を全部雇用できないのではないかと。というのは、外からもその工事に携わる方々を連れてくるという部分が若干我々の想定を超えていたということが原因の大きな一つであるというふうに理解をしています。そうしたやはり時世の状況を適切にこれから判断をしながら、適正な予定価格を設定して、これを再度入札にかけて実施していくということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第3 議案一括上程、提案理由説明

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 議案第50号 財産の取得について及び日程第3 議案第51号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま追加上程されました議案第50号及び議案第51号の財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

これら2議案は、むつ市消防団むつ消防団第15分団に配備しております消防ポンプ自動車及びむつ市役所大畑庁舎に配備しております除雪グレーダについて、老朽化が著しいことから車両を更

新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第50号及び議案第51号については、6月20日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4 一般質問

○議長（白井二郎） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより原田敏匡議員、村中徹也議員、石田勝弘議員、工藤祥子議員、斉藤孝昭議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員、浅利竹二郎議員、濱田栄子議員、横垣成年議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員、中村正志議員の順となっております。

本日は、原田敏匡議員、村中徹也議員、石田勝弘議員、工藤祥子議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（白井二郎） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。1番原田敏匡でございます。むつ市議会第236回定例会において一般質問を行います。

まずは宮下市長、このたびの選挙、ご当選おめ

でとうございます。

1期目、数多くの成果を上げてきた宮下市長ですが、難しい決断、苦渋の決断もまた数多くありました。2期目においても、そういった決断に迫られる場面が多々あるかとは思いますが、強いリーダーとして今後ともむつ市を牽引していただきたいと存じます。

それでは、通告に従いまして、4項目6点について質問いたします。建設的な議論となるよう努めてまいりますので、市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1項目めの地域経済の活性化について質問いたします。人口減少、少子高齢化が進行する中、「笑顔かがやく希望のまち むつ」を将来像に策定されたむつ市総合経営計画ですが、その全ての施策は人口減少の抑制に通ずるものと考えます。子育て支援、医療福祉の充実、教育の向上等、将来のむつ市を見据えたとき、必要不可欠な施策ではありますが、何といたってもその根底には地域経済の活性化が必要であると考えます。

経済の活性化、雇用を拡大する方策として、新たな企業を呼び込む努力、企業誘致、新たな企業を育成する創業支援、既存の企業や産業の雇用を拡大する方向で育成、強化する支援等が考えられます。

平成27年度から、個人市民税、法人市民税、事業数等の数字は伸び、本年4月のむつ地区の有効求人倍率は1.18倍と好調を維持しておりますが、市内の景気が上向いているかという点、まだまだ肌で感じるができないといった事業者、市民の声をよく耳にします。

そこで、企業誘致、創業支援については、前定例会の一般質問、「宮下市政の1期目の公約の達成度と、成果について」で詳しくご説明いただきましたので、今回は地元企業の育成・強化につい

て、市としての支援策等についてお伺いします。

続きまして、2項目め、農業行政について質問いたします。1点目は、「むつ市のうまいは日本一！」のうち農産物の生産者、生産量の推移についてであります。

むつ市総合経営計画の中でも農業、林業、漁業、生産額の指標の目標値をおのおの約10%増と設定し、各主要計画が展開されておりますが、今回は特に一番生産額が大きい農業についてお伺いします。

農業生産額は、基準値23億4,900万円に対し、平成33年度の目標値25億8,400万円を目指しておりますが、その達成に向けたキーワードとなるのは、やはり「むつ市のうまい」の産品ではないでしょうか。

そこで、「むつ市のうまいは日本一！」が制定されてから10年超たちますが、これまでの農産物の生産者及び生産量の推移をお伺いします。

2点目は、農地中間管理機構を利用した農地の賃貸借の実績についてであります。農地中間管理機構、いわゆる農地バンクは、平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、12月13日に公布された法律で、各都道府県に設置されたものであります。農地利用の集積、集約化を行い、効率的な農業経営、生産力の高い農業、遊休農地の活用、青年等の就農促進政策の強化など、次世代の担い手を確保するうえでも非常に重要なシステムであると考えております。

そこで、本市の実績はどのようになっているのかお伺いします。

続いて、3項目め、子育て支援について質問いたします。本年4月25日、民生福祉常任委員会で神奈川県平塚市の子育て世代包括支援センター「はぐくみ」を視察してまいりました。詳細につ

いては、後ほど提出される行政視察報告書をごらんいただきたいのですが、妊娠前から育児まで、切れ目のない支援がなされており、開設1年目で見えた産後支援の充実といった課題にも、今年度から新規事業として「産後うつ予防事業」を実施するなど、利用者に寄り添い、しっかりとPDC Aサイクルを回し運営されていると感じました。

子育て世代包括支援センターについては、平成28年6月の児童福祉法一部改正、児童虐待の発生予防の観点から、平成32年度までに設置に努めなければならないとされており、その必要性は同僚議員の鎌田議員からも、数度にわたり一般質問がなされております。また、開設については、市長の選挙公約の中にも盛り込まれていることから、設置に向けた現状の取り組みについてお伺いします。

4項目めは、教育行政について質問いたします。氏家教育長は、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を受け、市長が任命する初の教育長であり、その手腕が非常に注目されています。

そこで、1点目は、教育長が目指す教育、基本方針、重点目標についてお伺いします。

2点目は、コミュニティスクール制度の導入についてであります。昨年9月定例会の一般質問で、本年よりモデル校方式により導入を検討しているとのことでしたが、実際に導入する学校、また既に運用が始まっていたら、その取り組み状況、あわせて今後の計画についてお伺いします。

以上、4項目6点につきお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

地域経済の活性化について及び農業行政につい

てのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、子育て支援についてのご質問、子育て世代包括支援センター開設に向けた取り組みについてお答えいたします。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の整備を図るものであります。平成28年の母子保健法の改正により、その取り組みが明確に位置づけられ、市町村は必要に応じて設置するよう努めなければならないとされました。

子育て支援に関しましては、当市におきましても、母子健康手帳交付時の保健師面接や産婦新生児訪問、乳幼児健診等での問診による妊産婦及び乳幼児の実情把握、両親学級や赤ちゃん教室などでの相談対応をしております。

さらに、支援を必要とされる方々に対しては、関係各課との横断的連携を初め、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図り、虐待予防も視野に入れた支援に努めております。

これらに加え、より一層の支援に向けて、子育て世代包括支援センターの2020年4月の開設を目指し、段階的に準備を進めているところであります。

センターを設置することで、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的支援をワンストップで相談や情報提供することができ、利用者の利便性が向上いたします。

また、個別の支援プランを策定することで、いつ、どんな支援を受けられるかがそれぞれ明確になり、妊娠、出産、子育てに関する悩みはセンターに相談をすれば大丈夫という安心感につながります。

さらには、妊娠期からのかかりつけ保健師として顔の見える関係性を築くことができ、子供とそ

の家族の支援ニーズの早期発見が可能になります。

そして、センターの重要な役割である関係機関との連携の顔となり、相談者と支援者の顔と顔が見える確実なつながりを行うことで、育児負担の軽減につながるものと考えております。

今年度は、準備期間と位置づけ、切れ目ない支援体制構築のため、現在のサービスメニューと支援体制の中で、さらに改善強化すべき点、設備などの環境面、関係機関との連携方法及びその調整役となるコーディネーターの人的資源の確保などについて、関係各課とのワーキンググループを立ち上げ、検討を行うこととしております。

来年度は、今年度の検討を踏まえ、実践による検証を行いながら、不備な点を修正し、2020年4月のセンター開設につなげてまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も子育て世代包括支援センターの開設を初め、むつ市総合経営計画に掲げている子育てに関するさまざまな事業や施策を展開するとともに、関係機関との協働、連携のもと、家族と子供たちの笑顔かがやくむつ市を目指し、切れ目ない子育て支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 原田議員のご質問にお答えいたします。

教育行政についてのご質問の1点目、教育長が目指す教育、基本方針、重点目標についてであります。

私は、この4月に議会の同意を得まして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後、

教育委員長と教育長を一本化した市長から任命される初めての教育長となりました。就任から2カ月がたちましたが、その重責を日々感じているところでございます。

この法改正では、市が教育に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務づけられ、これを受け、市では平成28年11月に「学力の向上」「体育・健康教育の充実」「夢を育む教育」「地域とともにある学校」、この4つを柱とするむつ市教育大綱を作成し、市長部局と教育委員会が今まで以上に協力しながら、各種施策を推進する体制を整えてきたところであります。

また、むつ市総合経営計画を初めとする各種計画に基づき、学校教育及び社会教育の充実を目指して事務事業を遂行しているところでもあります。

さて、私が目指す教育、基本方針及び重点目標等についてであります。歴代の教育長は、遠島前教育長を初め教育分野に精通した先輩の方々でありますので、基本的にはこれまでの教育長の皆様が情熱を傾けて取り組んでこられた教育に対する真摯な思いを受け継いでまいります。私が行政職の経験があるからこそ気づくことも少なからずあるものと思います。こうした視点も含め、現状を冷静に分析し、むつ市教育大綱に掲げられた施策の着実な達成を通じて、むつ市の教育レベルの底上げにつなげてまいることができればと考えております。

また、私は市長の考える教育の将来像について共感を持ち、教育長という任をお受けしたわけでもありますので、その目指す方向性は同じであり、同じでなければならぬと思っておりますが、合議体である教育委員会の代表の立場といたしましては、市長との一定の距離感、緊張感を保ちながら、教育行政の推進のためにチャレンジ精神と意欲を持って臨んでまいりたい所存であります。

いずれにいたしましても、むつ市教育大綱の冒頭にあります「子供は地域のタカラ」という理念のもと、むつ市総合経営計画に掲げる「教育の向上」のための各種施策の堅実な推進が私の責務であると考えております。

特に教育は人づくりであるという信念を持って、学校教育につきましては子供たち一人一人が夢や希望を持ち、グローバル化の進展等により変化し続ける社会に対応できる生きる力を身につけるため、全国でもトップクラスの学力の育成を目指し、小中一貫教育のより一層の推進を図るとともに、幼稚園、保育園、小学校の連携体制をより強化し、幼少期の教育を充実できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、子供たちが夢を持って学習に取り組めるようキャリア教育の推進や国際的なコミュニケーション能力を育む授業、さらに豊かな人間性を育むためにジオパークを活用した郷土愛の醸成や、コミュニティスクールを推進し、地域全体で子供たちを見守り育てていく活動も強化してまいりたいと考えております。

ただし、これらの施策の遂行のためには、各学校の校長及び教職員の皆さん、そして教育委員会が心を一つにして取り組んでいかなければなりません。学校現場に過度な負担をかけることなく対応するため、学校側の意見を大事にし、よくコミュニケーションをとりながら、一体感を持って進めてまいりたいと考えております。

また、社会教育につきましては、多様化する地域住民の学習ニーズに応えるため、市民大学や各種講座の開催等により、多岐にわたる学習機会の提供など、教育に親しみ、触れる機会を充実させ、生きがいづくりを図ってまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました学校教育、社会教育の実現のため、行政の各部門での経験を生かし、経

営的観点から効率的で、かつスピード感を持って対応できるよう努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、教育行政についてのご質問の2点目、コミュニティスクール制度の導入についてお答えいたします。コミュニティスクール制度については、昨年9月のむつ市議会第233回定例会において、導入に向けた取り組みについてご説明しているところではありますが、関根地区において、本年4月より関根小学校、関根中学校をモデル校として、学校運営協議会を導入し、スタートを切っているところでもあります。

まず、関根地区の学校運営協議会の委員の構成といたしましては、各学校よりご推薦いただいた町内会長、地区消防団分団長、元PTA会長、現PTA会長及び副会長に小学校及び中学校の校長を加えた10名となっております。4月5日には、第1回目の会議が開催され、協議会の組織会の後、両校の今年度の学校運営に関する基本的な方針について審議し、満場一致で承認を得たとの報告を受けております。

また、情報交換の中では、今年度関根小学校に併設で新築される関根中学校への物品の搬出について、委員が広く地域に呼びかけ、地域を挙げて支援したいとの積極的な提案も出されたとのことであり、むつ市教育大綱に掲げる「地域とともにある学校」の推進に寄与するものと考えているところでもあります。

今後の取り組みといたしましては、地域や家庭への啓発用のリーフレットの作成と配布、校長を対象とした専門家による講演会の開催のほか、次年度以降導入を予定している学校でのPTAや学校評議員などへの制度の説明を予定しており、2019年度には希望校での導入を、2020年度には市内全小・中学校での導入を目指して取り組んでい

るところでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 地域経済の活性化についてのご質問にお答えいたします。

むつ市の地元企業は、これまで生産、流通、サービスなど地域経済の中心的な担い手として大きな役割を果たしてきましたが、少子高齢化や人口減少などにより経営環境が厳しさを増してきたことから、中小企業の振興を市政の主要課題の一つとして位置づけるため、平成29年3月には、中小企業振興の基本理念や、市の責務として中小企業の実態把握や受注機会確保等の努力規定を定めたむつ市中小企業振興基本条例を制定したところで

す。

むつ市総合経営計画におきましても、「まち・ひと・しごと創生の推進」や「商工業の振興」の施策に基づき、仕事の創生や地域商業の活性化等に取り組むこととしておりますが、現在地元企業を取り巻く社会環境は大きく変化しております。

ハローワークむつにおける近年の有効求人倍率は、平成26年に0.62倍だったのが、平成28年には1.01倍と初めて1倍を超え、平成29年も1.18倍と過去最高を更新しており、地元企業ではこれまで経験したことがない人手不足という大きな課題に直面しております。

このため市では、これまでの仕事をつくる政策から一歩踏み出して、これに加えて地元への定着と戻ってくる政策へ転換する必要があると考え、新たな取り組みを立ち上げたところです。

具体的には、人手不足の大きな要因となっている新規高卒の市外での就職に歯どめをかけて、市内就職を促進するため、卒業後、就職を希望する高校生を対象に地元企業の魅力を知ってもらうことを目的とした優良企業の現場視察会を開催するほか、「市内就職支援フォーラム」を開催し、市

内の優良企業の紹介に加えて、むつ市の魅力、暮らしやすさをPRし、高校生や進路指導の教師、保護者等の意識啓発を図ることとしております。

平成29年度の新規高卒の就業者のうち、市内で就職した割合は21.9%にとどまっており、これらの取り組みを通じて、この割合を対前年度比で毎年度増加させたいと考えております。

また、Uターン就職に取り組む地元企業を増加させるとともに、Uターン就職に有効な民間の転職サイトの活用や、Uターン就職に係る支援策の活用の促進を図る「Uターン就職支援セミナー」を開催することとしております。この取り組みを通じて、むつ市総合経営計画の「若者の地元就職の促進」の施策で設定した「本施策を通じた市内への就職者数」の2021年度で10人という目標値の上積みを目指したいと考えております。

さらには、地元企業が優秀な人材を確保するためには、経営基盤を強化する必要があることから、むつ市が誇る食を活用し、新商品の開発や海外市場への販路開拓に取り組む企業を支援する補助制度を創設しました。市といたしましては、人口減少が進行する中においても、活力あふれるむつ市を実現するため、地元企業が人手不足を克服するとともに、新たな取り組みに積極果敢にチャレンジし、その持てる力を最大限に発揮して成長、発展していけるよう、時代の変化に即した視点から適切な対策を講じ、地元企業を今後も支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、農業行政についてのご質問の1点目、「むつ市のうまいは日本一！」のうち農産物の生産者、生産量の推移についてお答えいたします。市では、むつ市総合経営計画の「農林水産業の振興」の施策として、「むつ市のうまいは日本一！」の実現に向けて農作物の生産拡大を図るなど、戦略的農業を展開することとしております。この取り組みの戦略的な農作物でありますほっかりん、一球入

魂かぼちゃ、夏秋イチゴ、アピオスにつきまして、平成27年度からの生産者数、作付面積、生産量についてお答えいたします。

初めに、ほっかりんについてであります。平成27年度は生産者数19人、作付面積490アール、生産量22トン。平成28年度は、生産者数20人、作付面積530アール、生産量24トン。平成29年度は、生産者数22人、作付面積767アール、生産量34トンとなっております。生産者数、作付面積、生産量とも増加しております。

次に、一球入魂かぼちゃについてであります。十和田おいらせ農協一球入魂かぼちゃ部会が主体となって生産しており、平成27年度は生産者数14人、作付面積250アール、生産量は販売額でお答えいたしますが、795万円。平成28年度は、生産者数12人、作付面積250アール、販売額1,038万円。平成29年度は、生産者数14人、作付面積270アール、販売額955万円となっております。生産者数及び作付面積は増加傾向にあるものの、平成29年度の販売額につきましては、天候や病害虫等の影響により減少しております。

次に、夏秋イチゴについてであります。平成27年度は生産者数12人、作付面積240アール、生産量は販売額でお答えいたしますが、6,181万円。平成28年度は、生産者数13人、作付面積244アール、販売額5,282万円。平成29年度は、生産者数15人、作付面積250アール、販売額4,410万円となっております。生産者数及び作付面積は増加しておりますが、平成28年度及び平成29年度の販売額につきましては、天候及び病害虫等の影響により減少しております。

次に、アピオスについてであります。下北アピオス振興会が主体となって生産しており、平成27年度から平成29年度の生産者数は15人、作付面積250アールで横ばいとなっております。生産量は、平成27年度は2.6トン、平成28年度は2.2トン、

平成29年度は1.8トンとなっており、平成28年度及び29年度の生産量は、天候及び病害虫の影響により減少しております。

次に、ご質問の2点目、農地中間管理機構を利用した農地の賃貸借の実績についてお答えいたします。農地中間管理事業につきましては、少子化の振興に伴う農業就業人口の減少等に対応するため、地域農業の担い手へ農地を集積、集約することで経営規模の拡大を促し、生産性や効率化の向上を図ることを目的として実施しております。

この事業の核となる農地中間管理機構は、離農や経営規模の縮小により使われなくなった農地を借り受け、それを農業法人や規模拡大を目指す農業の担い手へまとまりのある形で貸し付けることにより、より農地の効率的な利用を促進するため、平成26年3月19日に公益社団法人あおもり農林業支援センターが青森県知事から指定を受け、事業を開始しており、市では平成26年度から機構と業務委託契約を締結し、相談窓口業務や農地の受け手と出し出の掘り起こしなど、業務を受託しております。

当市の実績につきましては、平成26年度から平成29年度までの4年間で、計54.3ヘクタールの農地を集積しております。市といたしましては、さらなる農地利用の集約を推進するため、県と連携を図りながら、平成29年度から単年度ごとに目標面積を設定することとし、平成29年度は目標を5ヘクタールと設定し、事業に取り組んだところですが、昨年度は農地利用集積計画面積は4ヘクタールで、達成率は80%となっております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 4項目に対し、丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、要望も含めて再質問させていただきます。

まず1項目めの地域経済の活性化についてでございますが、こちら再質問はしないで、要望だけ

にとどめさせていただきたいのですけれども、これからの地域経済、人口減少等により、ますます需要が縮小していく傾向にあるのではないかと思います。今後地域内から地域外へ販路を拡大しまして、例えば地域の複数の企業から仕入れを行い、付加価値をつけて地域外へ販売していくようないわゆるコネクターハブ企業と言われるものをどんどんこれから強化育成していく必要があるのではないかと思います。このコネクターハブ企業の育成によって、例えばむつ市の農産物を広く発信し、販売していただける。先ほど部長からご説明ありました海外販路開拓支援補助金、これもその一部に当てはまるのではないかと思いますけれども、ぜひ積極的にこういったコネクターハブ企業の育成を行っていただきたいと思います。

地域経済の活性化、行政だけではなかなか難しい面もございますが、昨年策定されたむつ市中小企業振興基本条例の市の責務をしっかりと履行していただいて、各関係団体と連携をとって、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2項目め、農業行政についての再質問を行います。各生産者数、そして作付面積等、生産量、増加傾向にあるというご報告がありました。それでもなかなかまだまだ数は、もっと欲しいなとか、需要に対して供給がなかなか追いついていないというような市長のお話も以前ございましたので、市としてこういった「むつ市のうまい」の製品の生産者数、そして生産量の目標等ありましたら、お知らせ願います。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えいたします。

まず、今後の「むつ市のうまいは日本一！」の製品の生産者数、生産量の目標についてでございますが、先ほど答弁した品目の生産者数等の数値を見ますと、アピオスにつきましては横ばいで推移しておりますが、その他の品目の作付面積等は

増加傾向にございまして、今後も規模拡大が期待できるというふうを考えておりますが、作物によりまして、今後の生産の見通しが異なっております。また、農作物の生産量がそれぞれ必ずしも多いわけではございませんで、天候ですとか病害虫の影響によりまして、年度によって生産量が大きく増減しております。

さらに、近年ですと、高収益の作物としてニンニクの生産が多くなって注目されているところで、新規就農者を中心に作付が増加しております。その戦略的な農作物自体も柔軟に見直す必要があるというふうを考えているところです。

いずれにいたしましても、作付面積や生産量の拡大につきましては、耕作する農家自身のお考えですとか、農協のそれぞれの部会の方針等があると思いますので、市が個別の農作物の生産量の目標を設定するという点については、慎重な対応が必要ではないかというふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 私の友人にも兼業農家として一球入魂かぼちゃを生産している方がいらっしゃいましたが、やはりほかの作物より手間暇がかかる、付加価値がある分、やはりそれだけ難しいのだと思います。そういった経緯もありまして、撤退したところではございます。生産者数がまだまだ2桁前半であることを見ますと、新規就農者の獲得もそうですけれども、今現在作付されている方をいかに減少させないかといったことも重要であると思いますので、新規とあわせてぜひ支援策等施策を展開していただいて、ふやしていただきたいなと思います。

続いて、農地中間管理機構のほうを再質問いたします。農業委員会には、農地あっせん事業というものがありますが、出し手と受け手の中間的受け皿といった点では、農地中間管理機構とその目

的が同一の事業とうかがえますが、2つの事業の違いについて、また目的が一緒に見えますので、将来的に一本化できる部類の事業であるのかどうかお伺いします。

○議長（白井二郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長経済部理事（佐藤節雄） 農地あっせん事業と農地中間管理事業の違い及び将来的な一本化についてのご質問でございしますが、農地あっせん事業の目的は、農地中間管理事業と同じように農地の集団化、農地保有の合理化を図ることとなっております。そして、農業委員会等に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、基準の要件を満たした受け手に対してあっせんを行う事業であります。

むつ市農業委員会では、昭和54年度にむつ市農地移動適正化あっせん基準を策定し、当事業を進めています。直近では、平成22年度に2件の申し出がございましたが、いずれも不成立となっております。

あっせんを行うための主な要件といたしましては、取得する農地が農業振興地域内の農用地区域内にあること、また、権利取得後の経営面積が農業委員会で定める基準面積を超えることなどとなっております。

農地あっせん事業と農地中間管理事業との相違点としては、農地中間管理事業では農業振興地域全ての農地が対象となっていることや、基準面積の規定が要件にはなっていないということなどが挙げられます。平成25年度に農地中間管理事業の推進に関する法律が施行がされて以降、国の法律が改正されたことに伴い、むつ市の基準も改正され、申し出者が希望した場合にはあっせんを行いますが、まずは農地中間管理事業の活用を促し、その推進を図ることとしております。

両事業ともそれぞれの法律に基づきますことから、利用する方の希望に沿った方法で制度の活用を図っていただけるようご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。私のような農業に余り詳しくない人間が新規で農業を始めたいとなったときに、やっぱり農地となると、最初にどこに行って話を聞くかと思いつくのは多分農業委員会さんだと思います。今のお話を聞いて、先にといいですか、農地中間管理事業のほうを活用してほしいというお話でしたので、ぜひその辺もあわせてうまく誘導していただければなと思います。

農地中間管理機構、全国的に農地集積が進んでいない状況であって、多分青森県もそれと同じような状況だと思います。これ例えば贈与といいですか、そういった関係でなかなか進まないのもまた一つの要因だというふうに向っております。質問は用意してありますけれども、飛ばします。

農家数、特に販売農家数が激減しているむつ市を見ますと、今後農家の大規模経営化、そして新規就農者の獲得が求められ、農地中間管理機構の活用が重要となってまいります。県のほうから指導があるかと思っておりますので、ぜひ集積化等を進めて、本来の目的につながるよう、これまで以上の取り組みに期待しております。

ここで、新規就農者への支援についてお伺いしたいところではありますが、後日同僚議員の濱田議員から同様の質問がございますので、農業行政については質問を終わります。

子育て支援について、これも再質問はいたしません。市長から十分ご答弁をいただきましたので、再質問はありません。

子育て支援センター、フィンランドの育児支援サービス「ネウボラ」を参考にしていると思いま

すが、ネウボラの本質は対話であるとされています。むつ市版ネウボラでも対話を中心に置き、どんな小さな悩み、そしてどんな小さな相談でも聞いてもらえる、そんな身近な拠点を目指して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、コミュニティスクールも教育長から十分なお説明がありましたが、制度改正により、今までは市長の任命権が教育委員のみだったのに対して、市長の任命権が教育長、そして教育委員となることで任命責任が明確化されました。そこで、氏家教育長に期待すること、また改革に向けて市長のほうから、ぜひ一言お伺いしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私の教育にかける理想、それから子供たちに関する思いということ述べてながら、今の質問に答えさせていただきたいと思っております。少し長くなることをご容赦いただきたいと思います。

私は、教育こそ地域の未来を切り開くと信じております。地域のタカラである子供たちには、確かな知性と強い郷土愛を身につけてほしいと願っております。私は、学校が知識を獲得するための能力としての知性を涵養するための装置だと認識しております。子供たちが、その活発な好奇心を発散させ、学習を通じて知識としての学力を培っていく過程で知性を養う場と言ってもいいかもしれません。

むつ下北から甲子園、オリンピックというわかりやすい目標はこれまでも言われてきましたが、学力の面でもわかりやすい目標が必要で、私はこれをむつ下北から東大生、医学部生ということで表現したいと思っています。今年度からは、これを具体化するための政策として、むつ市立まさかり高校医学部進学・特進コースプロジェクトが開始されます。市が県立高校に支援するのは、全国では珍しいこととは思いますが、地域のタカラで

ある子供たちが地域を巣立つまで我々には責任があります。ここでの成果を出すためには、さらに小中一貫教育に焦点が当てられ、その徹底した改革が求められます。いつの日か、子供たちが豊かな感性と確かな知性によって、この地域の課題を次々に解決していく姿を夢見ています。

また、世界は広くても、子供たちのふるさとはここにしかありません。ここにしかない価値を知識として知ること、知るための活動をする、これを対外に発信することをジオパーク学習を通じて実践していただきたいと思っております。

グローバリズムあるいはローカリズムというのが叫ばれて久しい昨今ではありますが、地域には独自の歴史や文化が大地の形成に従って成り立っており、それに基づく独自の営みが我々を支えています。子供たちには、路傍の石ころを学び、特産のホタテを見て冬山の雪を想像し、海と大地がつかないだ信仰に耳を澄ませ、世界でここにしかない価値を発見して目を輝かせてほしいと願っています。そして、いつの日か、世界中の路傍で石ころを拾いながら、ふるさとの自慢を繰り広げることに期待をしています。

ふるさとの山紫水明は、生きる心を支え、その核心として必ず力になってくれると信じていますし、これを地域の子供たちへ授けることこそが私たちの使命だと感じております。いつの日か、子供たちの力によって私たちの地域が世界に誇るべき地域になることを夢見ています。

私は、こうした夢を氏家新教育長とは共有できると確信したために任命をさせていただきました。今後は、これまでの行政経験を生かし、何よりもスピード感を持って、校長先生のみならず現場の先生方の意見も十分に伺いながら、子供たちのために全力で取り組んでいただきたいと考えております。

イギリスの哲学者バートランド・ラッセルは、

「教育こそは、新しい世界を開く鍵である」としています。地域の未来を開くのも教育の力であるとするのは、私の理想でもあります。この地域の子供たちの可能性をお互いに何よりも信じながら、この理想をも力を合わせて実現していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 2020年度から教育改革が大きく始まりまして、教育を取り巻く環境が大きく変化していきます。氏家教育長、なかなか今までの教育長と違って、異色の経歴の持ち主でございますから、また今までなかなか見られなかった部分に視点があって、見える部分があると思いますので、ぜひそういった部分、そしてこれまで培ってきた行政上の経験と手腕を存分に発揮していただいて、宮下市長とともに次世代を担う子供たちを育てていく教育施策をより一層推進していただきたいと思っております。

最後に、済みません、コミュニティスクールに一言だけ。昨年福津市にコミュニティ・スクール制度の視察に行った際、とても印象的だった言葉が「子供たちに大人の本気を見せる」という言葉でした。実際地域の方々、そしてPTAの皆様が寄り添って、大人が一生懸命やるというか、そういった本気を見せることで子供たちのやる気を引き出して、子供たちが自主的に主体性を持って地域参画し、現実に地域貢献という形であられたそうです。

ぜひむつ市においても、学校、家庭、地域が連携し、協働して地域とともにある学校づくりに向け推進され、ますます地域の活力につながるよう期待申し上げて、むつ市議会第236回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま村中徹也議員より、一般質問の辞退届が提出されました。

表記を下記の理由にて提出するというございます。

1として、議員の発言を最大限に擁護する責務がある議会が議員の発言を軽んじたこと、1つ、緊急の課題ではない案件を優先し、議会としての品位をおとしめたこと、1つ、議案審議、委員会審議及び特別委員会審議等々より一般質問を前半に優先させた経緯をないがしろにしたこと、1つ、その他の理由によりということ一般質問の辞退届が提出されました。

(_____)

○20番（村中徹也） _____

○議長（白井二郎） 暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま村中徹也議員より一般質問の辞退届が提出されました。

皆様、許可してよろしいでしょうか。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（白井二郎） これでご異議ありませんでしょうか。

（「異議あり、議長」の声あり）

○議長（白井二郎） 21番川下八十美議員。

○21番（川下八十美） 議長、今るるの行動があったけれども、村中議員から一般質問の辞退届が今議長に出されたのでしょうか。それを我々に諮るのもありがたいけれども、そうであったら、まず手順として、一番先に議会運営委員会を開かなければだめですよ。しかも、そういう手順を踏まないで、さっき僕は聞き取れなかったけれども、議長が辞退する村中議員を登壇させた部分もあります。それは、流しましょう。だけれども、今言うように、はっきりと辞退届が議長宛てに出たとなれば、これは権威ある議会運営委員会を開いて、その取り扱いをきちんと議会運営委員会で決めたうえで私たちに諮るのがルールです。いきなりこの議場の全員に「いかがですか」と取り計らっても、それはだめですよ、議長。議会運営委員会を開くべきです。そのうえで対処するように進めてください。

○議長（白井二郎） ただいま川下議員より、議事進行に関する発言がありました。

この件につきましては、議会運営委員会に諮問し、処理したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

この議事進行についての取り扱いを協議するため、ただちに議会運営委員会を開催いたします。暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど村中徹也議員より、一般質問の辞退届が提出された件につきましては、川下八十美議員より出されました議事進行に関する発言を受けて、先ほど開催された議会運営委員会において協議した結果、市政の重要な問題に関する通告内容が含まれていることから、一般質問が必要であるという意見が大勢を占めました。しかしながら、その点を村中徹也議員に私から伝えたところ、辞退する意志がかたいとのことで、議長としてはこれを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

なお、先ほどの私の口述の中で、不適切な部分がありましたので、後日会議録を精査のうえ、その部分を削除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

ここで準備のため午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎石田勝弘議員

○議長（白井二郎） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。8番石田勝弘議員。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第236回定例会に当たり一般質問を行います。

質問の1項目めは、過去の実績の一つとして、ベトナムにデビューするほっかりんに関してと今後の政策の一つである医師をヘリコプターで下北へ運ぶ事業の導入についてであります。

まず、ほっかりんについてお伺いいたします。この3月末にむつ市は、青森市のオカムラ食品工業と市内のほっかりんの生産者の3者で契約を結び、むつ市で生産するほっかりんをオカムラ食品工業が店舗展開しているベトナムでことし11月までに提供を始める予定とのことでした。

ほっかりんは、冷めてもおいしく、ベトナムに適した米であり、定食や弁当のご飯など、米そのものを味わえるメニューから集中的に販売するとしております。宮下市長は、これを機に生産基盤の安定、新規就農者の増加など、生産量をふやす取り組みを支えていきたいと話しているようです。

そこで、次の4点についてお尋ねします。

（1）、ほっかりんのむつ市内の生産量はどれくらいか。

（2）、ほっかりんのベトナムデビューのいきさつについて。

（3）、生産者に与える影響について。

（4）、ほっかりんの消費拡大策について。

次は、地域医療改革としてのヘリコプターによる医師の通勤制度についてお伺いいたします。下北地域の基幹病院であるむつ総合病院の医師不足は慢性化しており、現在常勤の医師は41人いるだけで、実に20人不足しております。命に直結する脳神経外科や心臓血管外科を含む9科に常勤医師がいない状態が続いています。その医師不足を解消する手段として、診療支援のために派遣される

医師をヘリコプターで送迎するシステムの導入を図るものであります。

このシステムは、離島の多い長崎県では既に2013年に導入されております。ヘリコプターを使えば、弘前大学からの診療応援医師の移動時間は現状の3時間から2時間半短縮され、30分程度になる見込みです。短期的な医師不足対策、緊急医療の画期的な改善につながるものと期待されます。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1、この政策の詳しい内容についてお伺いします。

2、実現可能性の認識はどうか、お尋ねいたします。

質問の2項目めは、燧岳周辺の地熱発電についてであります。むつ市が産官学で進めている燧岳周辺の地熱開発事業は、平成27年に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECの助成金を活用し、地熱発電の可能性を探る基礎的データの収集のための各種調査がスタートしました。その後は、1,500メートルの掘削調査と掘削箇所での蒸気の噴出試験を行い、地下の温度及び蒸気量を確認する手はずでありましたが、平成29年から地熱発電関連の補助金が25%減額され、補助率75%になりました。

もとより財力に乏しいむつ市は、そのことを受けて事業スキームを検討した結果、中部電力が地熱開発事業に加わるようになったのはご承知のとおりであります。

そこで、今後の地熱発電事業についての各種調査などの見通しについてお伺いいたします。

質問の最後、3項目めは、桜満開プロジェクトについてであります。昨春のむつ桜まつりは、ウソの食害などにより桜の花芽の数が少なく、桜の花が多かった年と比べ、早掛沼公園が約3割、水源池公園が約6割の水準にまで落ち込み、市民を

大いに落胆させました。今春の桜は、市が昨年実施した桜満開プロジェクトの効果なのか、早掛沼公園と水源池公園の開花が昨年より少し増し、最高のおときと比べて早掛沼公園が6割、水源池公園が8割程度まで回復したようです。しかし、市民が期待する満開の桜にはまだまだの状態です。

そこで、次の2点について質問します。

1、桜満開プロジェクトの取り組みとことしの開花状況について。

2、今後の方針についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたしますが、市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 石田勝弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の実績と政策についてのご質問の1点目、ほっかりんについてお答えいたします。三方を海に囲まれ、緑豊かな自然あふれるむつ市は、古くから農水産物の恵みを受け、独自の郷土料理や食文化を生み出してきた歴史があります。私は、これからも食を地域づくりの中心として生かしていきたいとの思いのもと、さきのむつ市議会第235回定例会で、「むつ市のうまいは日本一推進条例」を提案させていただき、議員の皆様のご審議、議決を経て制定させていただいたところであります。

また、市では総合経営計画の「農林水産業の振興」の施策として、稼げる農林水産業や戦略的農業を展開することとしておりますが、ほっかりんはこの取り組みの戦略的な農産物の一つであります。

ほっかりんは、耐冷性にすぐれたわせ品種で、平成23年3月に青森県の第1種認定品種に指定され、県南やむつ下北地区の気候に適した米として

育成されました。食味の特徴としては、普通のウルチ米はアミロース含有量が17から23%なのに対し、ほっかりんは約15%と低く、冷めてもかたくなりやすく、もちもち感があり、おにぎりやお弁当に向いているとされております。生産量については、作付面積、生産量とも徐々に増加し、平成29年度の作付農家は22農家で、作付面積7.67ヘクタール、生産量約34トンとなっておりますが、作付面積の県全体の割合は6.4%にとどまっております。

このような中、当市と連携、協力に関する協定を締結している弘前大学地域戦略研究所の紹介や、平成29年1月と平成30年1月にベトナムで開催されたJapan Aomori Food Fairの私自身の参加をきっかけに、先般3月26日にむつ市の農家とオカムラ食品工業様が同社のベトナムのホーチミン市で展開している日本食レストランにおいて、むつ市産のほっかりんを使用するための売買契約を締結いたしました。

私は、この海外輸出の取り組みは、稲作農家のみならず、むつ市の全ての農業者や新規就農を目指す若い方々に自信と将来への希望をもたらすものと考えております。同社のネットワークをさらに活用して販路を開拓するため、第1号となる「むつ市のうまいは日本一！」推進協定を同社と締結をさせていただきました。

私は、この取り組みを通じて、ベトナムの方々にむつ市のほっかりんを味わってもらうことは大きな可能性を秘めていると感じております。ベトナムは、ここ10年、毎年100万人ほど人口が増加し続け、2017年には9,370万人に達しております。このため、平均年齢は30歳と非常に若く、2014年以降のGDPは毎年6%以上と高い経済成長を維持しており、これに伴って市場が拡大し、ほっかりんを初めとした農産物の輸出の拡大が期待できます。

また、ベトナムはライスヌードルのフォーを初めとした独自の米文化が根づいておりますが、もちもちした食味のほっかりんのようなお米を食べるのは貴重な機会と思われ、ほっかりんがグルメなベトナムの方々の評判を生んでニーズが高まり、さらにそれを受けてほっかりんの生産が拡大されるといった生産と輸出拡大の好循環を生み出せないかと考えております。

私は、むつ市のほっかりんが、まずはベトナムにおいて日本代表の米に成長するよう願っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、へりによる地域医療改革についてであります。全国的に医療を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、市民の皆様の医療ニーズの多様化、医療技術の高度化、専門化及び医療に携わる人材の不足等により大きく変化し、特に地方においては医師不足の問題が顕在化しております。本市においても、高齢化等に伴い、医療機能の適正化が求められる中、医師、看護師等の医療スタッフの不足が慢性化しており、限られた医療資源の有効的な活用を通じ、安心して生活できる医療体制の構築が課題となっております。

特に二次医療を担う下北の中核病院でありますむつ総合病院においては、命に直結する脳神経外科や心臓血管外科を初めとする9つの診療科で常勤医が不在となっており、9科を含め、合計20名の常勤医が不足しており、他の医療機関からの診療支援に頼らざるを得ない状況となっております。

この影響により、特に眼科、内科、メンタルヘルス科及び整形外科においては、待ち時間の平均が3時間を超える状態にあるなど、常勤医不足の現状は医師と患者の双方に大きな負担を強いる深刻な事態に直面しております。

公約に掲げております医師通勤ヘリにつきましても、弘前大学医学部附属病院などの医療機関からむつ総合病院へ診療支援に来ていただいている派遣医師をヘリコプターにより送迎することで、現状の陸路による移動の所要時間を大幅に短縮し、派遣医師の移動に伴う負担を劇的に軽減するものであります。

また、県内の三次医療を担う医療機関と連携し、ヘリコプターによる広域的な医師の診療ローテーションを整備することで、医師不足及び各診療科の待ち時間の問題を一気に解消する特効薬になるものと期待をしております。

さらには、将来的に青森県全体に医師通勤ヘリが展開することができれば、県内における医師偏在の問題が解消され、県全体として真に均衡ある医療環境が実現される画期的な取り組みとなるものと考えております。

医師通勤ヘリは、特効薬としての短期的な効果が期待されるものでありますが、むつ市総合経営計画に位置づける「医療体制の充実」のためには、将来の地域医療を確保する方策も重要であります。

市は、現在むつ下北活性化応援プロジェクトであります「まさかり高校」への医学部進学・特進コースの設置や、市内高等学校からの医学部入学者に対する給付型奨学金制度であります「未来人材育成奨学金プロジェクト」の創設など、地元から医師を目指す人材を育成する取り組みも進めております。特に未来人材育成奨学金プロジェクトにつきましては、本年度に第1号となる医学部生が誕生したところであります。

なお、医師通勤ヘリの実現可能性については、既に私自身が国、県、弘前大学へ赴き、構想についてご説明を申し上げているところであります。実際に医師通勤ヘリの仕組みを構築し、運用するためには、ヘリコプターを利用いただくこととな

ります派遣医師や派遣元の医療機関はもちろんのこと、国、県とも我々の思いを共有し、理解を得ることが不可欠でありますことから、今後関係者と協議を行いながら、実現を目指し、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地熱発電についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とし、桜についてのご質問につきましては、川西副市長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 川西副市長。

○副市長（川西伸二） 桜花についてのご質問、桜満開プロジェクトについてお答えいたします。

桜満開プロジェクトは、昨年春の桜の状況が芳しくなかったことを受け、翌年の桜の満開を目指すことを目的として、昨年5月18日に鎌田副市長をリーダーとしてプロジェクトチームが立ち上げられ、市役所、関係部署及び来さまい大畑桜ロードを管理する下北地域県民局地域整備部のほか、有識者として一般社団法人日本造園建設業協会青森県支部様にもご協力いただきながら、さまざまな取り組みを実施してきたところであります。

まず、各作業の実施に先立ち、弘前公園及び合浦公園にて現地視察を行い、桜の木本体を健康にするために肥料を与えること、病気予防及び殺虫のための薬剤散布を行うこと、そしてウソの追い払いを徹底することが重要であるとのアドバイスをいただいております。植物に肥料を与えることを施肥と言いますが、この施肥作業が特に重要であることから、7月30日には「花咲か大作戦パート1」として、早掛沼公園及び水源池公園において、各種団体及び地元町内会の皆様を初め、ボランティア約150名にお集まりいただき、施肥作業を行いました。

また、秋には「花咲か大作戦パート2」として、10月4日に早掛沼公園で第一田名部小学校児童を

初めボランティア約90名にお集まりいただき、施肥作業を行いました。残念ながら、雨天により中止となってしまいましたが、10月3日にも大畑小学校児童参加による水源池公園での施肥作業を実施する予定となっております。

このほか同じ時期に川内庁舎、脇野沢庁舎、愛宕山公園でも施肥作業を行い、来さまい大畑桜ロードでも、下北地域県民局により除草作業及び施肥作業が行われております。

その他の取り組みといたしましては、12月から3月までの期間でシルバー人材センターへの委託により、冬に飛来するウソの追い払いを実施したほか、協賛各社よりご寄贈いただいた害鳥追い払い機器であるアニマルリペラーの設置もあわせて実施しております。

このようにさまざまな取り組みを行った結果、ことしの桜の開花状況に関しましては、来さまい大畑桜ロードで昨年並みの花芽の数を維持することができたほか、早掛沼公園では昨年より3割程度、水源池公園では昨年より2割程度花芽の数を多く確保でき、見応えのある満開を迎えることができました。

なお、この桜の満開を祝しまして、本年4月27日には水源池公園にて市長が桜満開宣言を行い、同29日にはむつ桜まつり開会式の会場である早掛沼公園において、ご協力いただいた13団体に対し、感謝状を贈呈させていただきました。

今後におきましても、昨年度の本プロジェクトの成果を検証しつつ、花芽の確保に努め、より見応えのある満開を目指すべくプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。そのためには、まずは桜の木本体の回復を図っていくことが最優先であり、適切な時期に適切な方法で施肥作業を実施し、剪定や薬剤散布とともに、ウソの追い払い等の管理作業も継続して実施していくこととしております。

来春の満開に向けたプロジェクトは、既に始動しており、去る5月31日には「春の施肥作業」を実施いたしました。むつ市シルバー人材センターの会員の皆様を初め、各種団体及び地元町内会の皆様、合わせて約250名もの方にお集まりいただき、小雨の中ではありましたが、早掛沼公園及び水源池公園の約500本の桜の木に施肥作業を実施しております。

また、6月1日には川内地区において庁舎周辺及び川内川周辺の桜の木約50本に、6月7日には脇野沢地区で愛宕山公園及び旧脇野沢小学校など、地区内にある桜の木約100本に施肥作業を実施しております。

今年度は、今回行いました春の施肥作業のほかに、「花咲か大作戦夏の陣」、「秋の陣」と銘打ち、合計3回の施肥作業を計画しております。実施に当たりましては、市民協働の輪を広げる取り組みとして、市内小・中学校、老人クラブ、敬老会、婦人会等への働きかけを行い、市民の皆様とともに桜満開プロジェクトをより一層推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 地熱発電につきまして、燧岳地域の地熱資源開発調査事業におけるこれまでの進捗状況及び今後の事業計画についてのご質問にお答えいたします。

燧岳地域における地熱資源開発調査事業について、昨年度の進捗状況はむつ市議会第233回定例会の行政報告においてご報告させていただいておりますとおり、昨年9月にむつ市、中部電力株式会社及び国立大学法人弘前大学北日本新エネルギー研究所の3者による連携協定を締結し、新たな事業連携体制のもとで再スタートしたところであります。協定締結以降、燧岳周辺住民の皆様や既存温泉関係者等に対しましては、説明会の開催等

を通じて事業の理解促進に努めてきたところであり
ます。

今後の事業計画についてであります。今年度
は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機
構、通称JOGMECの補助制度を活用し、新た
に反射法地震探査による断層確認調査を実施する
ほか、既存温泉への影響を把握するための温泉モ
ニタリング調査、下北森林管理署からの指導に基
づき、猛禽類の生息を確認するための環境調査等
を実施することとしております。

このほか、経済産業省の地熱発電に対する理解
促進事業費補助金を活用し、市民の皆様や地元事
業者、商工団体等を対象としたむつ市燧岳周辺地
熱開発研究会の開催のほか、燧岳周辺住民の皆様
を対象とした燧岳地熱座談会の開催、また先進地
視察等を予定しております。

なお、本事業は地域の皆様のご理解なくして進
めることはできないものでありますので、引き続
き地域の皆様の理解を得るよう努めながら、一歩
一歩着実にこの事業を進めてまいりたいと考えて
おります。

いずれにいたしましても、むつ市総合経営計画
における目指す姿の一つとして、再生可能エネル
ギーの導入及び推進を掲げているところでありま
すことから、今後も地域の特性を生かしたエネル
ギー関連産業の振興や育成などに取り組んでまい
りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい
と存じます。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 若干再質問いたします。

まずほっかりんについてですが、ベトナムに輸
出といえますか、ベトナムデビューというのは、
ベトナムは発展途上、毎年毎年人口がふえてい
ると、市場が拡大しているので、今後有望だとい
うことでございます。ことしは、6トンベトナム
に輸出するということになるのですが、来年もそ

のように同じ事業は行われるのでしょうか、それ
を確認したいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

契約自体は、まず1年ということですが、
今回6トンということで、米100俵ということだ
と思いますけれども、この部分については、こと
しのやはり米の出来というものが来年度以降の契
約にかかわってくるということだと思っております。
我々としては、生産者の方々に高品質なほっ
かりんをつくっていただいて、そしてベトナムで
評価を受けて、来年度以降もこの契約についてし
っかりとまた続けていく、さらには拡大してくれ
ることを大いに期待をしているところでございま
す。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） ほっかりんは、むつ市でも生
産されていますし、隣の東通村でも結構生産され
ているようでございます。今むつ市の食堂でお聞
きしましたら、「何の米使っていますの」と言っ
たら、残念ながらほっかりんでないと、ほっかり
んがちょっと高いのだと、つがるロマンというこ
とで、10キロ3,000円以下。市の農協の出先がそ
こにあります。この間調査したところ、10キロ
で3,400円ということになっているのですが、こ
れは生産量がどんどんふえても、この傾向は変わ
らないのかなと。その辺のところ、もしわかった
ら教えていただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 飲食店あるいはホテル、旅
館というところで、どの品種のものを使うかとい
うことについては、これはそれぞれの判断という
ものがあるというふうに私どもは認識しておりま
す。ただ、その中でもやはり今回ベトナムのほう
に輸出させていただいたということで、また1つ
ほっかりんのブランド価値が高まったということ

ですので、そうしたお店や旅館やホテルなどでもこれから使っていただくということには期待を寄せているところでございます。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） まずほっかりんの消費拡大となれば、今市長がおっしゃったその市内の食堂とかホテルとか、そういうところでも、地場のお米でございまして、これをぜひ使ってくださいというPRするとか、あるいは小・中学校の給食にそれを勧めるとか、そういう案も考えられるわけでありまして。

先ほど言いました市の食堂でも1カ月200キロ、1年間では2.4トン使うのです。ですから、できれば地元の米だから使いたいだけけれどもという声も聞きました。問題は、生産量の確保。もちろん製品の質もよくなければいけません、やはり値段のこともあると思います。その辺で難しいことがいっぱいあると思いますが、市の指導と申しますか、そういうことをもう少し積極的にするべきではないかと思うのですが、その辺のところをお聞かせください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

価格は、これは資本主義経済の中では需要と供給で決まるというのが原則であります。これに指導を加えると、まさに計画経済のようなお話になりますので、我々はその価格について、これを指導し、調整するということはございません。

ただ、地産地消の推進という意味では、むつ市のうまいは日本一推進条例の中に、この協力店を仰いでこれから推進していくというような規定もございまして。ですから、石田議員がご提案していただいたお話については、この推進条例、協力店を募っていく中で実現が可能であると私は理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 次は、ヘリによる医師通勤制度の導入です。

もう既に長崎県でこういう制度を導入しているということでございますが、実際20人不足しているむつ総合病院、本当はそれ全て常勤医師であれば一番いいわけですが、そうはできないので、窮余の策でこういうドクターヘリの反対ですね、ヘリによる医師の搬送システムということです。そうすると、これにかかる費用というのは幾らぐらいか、そしてその中でむつ市の負担額はどのぐらいなのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

費用については、現在具体的に算出はしておりません。ただ、長崎の事例を参考にさせていただきますと、長崎県ではヘリそのものの導入経費が5億円、それから格納庫が1億円、さらに維持費が1億円と、こういうことで伺っております。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 今の経費に関しての話ですが、これにはパイロットの人件費は入っていない。

（「入っています」の声あり）

○8番（石田勝弘） 入っています。ヘリ代に入っているのかな。

（「はい、運航費の中に」の声あり）

○8番（石田勝弘） わかりました。ということで、これは例えば今お話しした例で言いますと、むつ下北のエリアで考えますと、むつ市は大体どうなのでしょう、80%か90%ぐらいの負担になるわけでしょうかね。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 仮定の話になりますけれども、今の現状の各町村の財政状況ということをお勘案すると、なかなかこれに負担を求めるといことは難しいのではないかと申すふうに思っています。

す。

一方で、仮にこれが導入に向けてうまくいったとすると、合併特例債の活用期限というものが延長されましたので、そういった財源をまず活用すること、それから県や国と協力して補助金とか、あるいは交付金とか、そういったものを活用するですとか、あるいは関係する財団からのさまざまな支援というものを受けながらやるということでもありますので、できるだけむつ市の負担が少なくなるように始めて、メンテナンスの部分でも少なくなるような形で運用をできればいいかなというふうに思っています。

ただ、これは今はまだ構想の時点で関係者と協議をしている段階ですので、なかなかその費用負担について具体的なところを申し上げることは難しい状況であるということをご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 次は、燧岳周辺の地熱発電事業に関しての再質問でございますが、これからの各種調査などの見通しということで、今部長からは地域の皆様の理解を得るようにしながら、一步一步着実に進めたいという非常に抽象的な表現でありました。

新聞報道によりますと、3月14日の地熱開発研究会が行われた席上で、中部電力の発電カンパニー再生可能エネルギー事業部企画グループの課長さんから説明がありましたが、今年度は4月から泉質や湯の量などを調査する温泉モニタリングを行う、そしてデータを蓄積するのだと。将来は、来年、再来年にかけて試掘調査、それから噴気試験などを行って事業可能性を見きわめるというようなことが書いてあります。その辺のところ、おわかりになりましたら、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この地熱の事業でありますけれども、調査という中で一番根幹に当たるのが、やはり掘削調査だと思っています。これは、やはり地熱のポテンシャルがわからなければ、その発電量というものを考えることが、構築することができないと。発電の規模です。発電所の規模を考えることができないという意味では、掘削調査というのが最も重要だと思っておりますけれども、現在は2019年度にこの掘削調査を予定しておりますので、このため引き続き地域の皆様のご理解のもと、一步一步進めているというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 最後に桜満開プロジェクトでございますが、去年からそのプロジェクトに取り組んで、ことしはその効果で非常にいい成果といえますか、去年よりはいい成果になりました。これを続けることによって、来年もぜひことしよりまた2割、3割いいようにしていただければ、そのためにはウソの追い払いはシルバー人材センターさんに、あるいは施肥は小学生とか老人クラブ、婦人会などをお願いすると。いろいろな人のお世話になりながら、桜を満開にする事業が続くわけでございます。これについては、私も応援したいと思います。

以上でございます。

○議長（白井二郎） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、午後3時20分まで暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（白井二郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎工藤祥子議員

○議長（白井二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第236回定例会に当たり一般質問を行います。

早速第1として、国民健康保険について質問いたします。国民健康保険制度の運営主体が、これまでの市町村に都道府県が加わり、共同で運営する制度となりました。この改定は、2015年に安倍政権のもとで進められた医療保険制度関連法の柱の一つです。昨年12月定例会の東健而議員の一般質問において、制度について説明をいただいております。制度改正の目的は財政主体を市町村から都道府県に移管することで国保の財政基盤を拡大し、国保の安定運営を図るとの説明でありました。

この新しい制度でも、市町村が、つまりむつ市が国保税の金額を決めたり徴収する点では、今までと変わりません。大きく変わるのは、都道府県が国保財政を一括して管理することです。この都道府県化が市町村に負担させる金額を決めたり、それを上納させたりする仕組みなどを通じて、国保に係る公的医療費を押し込め込む役割を都道府県に担わせようというのが政府の狙いという指摘があることも紹介しておきます。

公的医療保険制度には、協会けんぽ、組合健保などの被用者保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険があり、誰でも必要な医療を受けられる社会保障の一つです。特に国保は、国民の4人に1

人が加入する日本最大の医療保険です。現役世代には協会けんぽや共済等に入っていた人も、退職して年金制度になると多くは国保に加入します。そうした点で、誰もが一度はお世話になる医療制度で、国民皆保険制度の土台となっています。

戦前の旧国民健康保険法は助け合いでしたが、1958年に改定された現在の国民健康保険法は、第1条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあるように、社会保障の一環です。

しかし、今国保をめぐるのは、負担能力をはるかに超える国保税の重さが大きな問題になっています。なぜ国保は高いのか、今の国保がスタートしたころは、国保の加入世帯の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、今では年金生活者などの無職が4割、非正規労働者などが3割となっています。長引く不況と規制緩和で農林漁業者や中小業者の経営難、廃業が進むとともに、雇用破壊で非正規労働者が大量に国保に流れ、低所得者の高齢者が被保険者の多数を占めるようになったことの反映です。むつ市の実態も、世帯所得200万円以下が80%以上、中でも所得なしが30%以上です。高齢になると、病院を受診することが多くなるということで、1人当たりの保険料を押し上げてきています。

また、制度の仕組みでも、協会けんぽや組合健保の金額に比べて国保の金額が異常に高くなっています。むつ市の状況を聞いてみましたが、例えば20代単身で給与収入年間200万円の場合、国保税は年間17万6,100円、協会けんぽは10万1,600円です。40代4人家族、妻は専業主婦、子供2人で給与収入300万円の場合は、国保39万1,400円、協会けんぽは17万9,868円です。皆さんご存じのように、事業主負担がないからですが、余りにも格差があり過ぎます。

このように高い保険税額という特徴とともに、国保の運営に対し、国庫負担を削減してきた経過があります。1984年の国民健康保険法改正により、政府はそれまで国保会計の総収入に占める国からのお金が50%であったのに、約25%へと減らしてしまいました。加入者世帯の貧困化、高齢化、国の予算抑制が同時に進み、国保世帯が負担増となり、滞納世帯もふえることになり、今日国保の構造的問題と言われるまでになってきました。

これらの状況を受けて、国はようやく保険者支援として公費を投入するなど、都道府県化に向け激変緩和策をとりました。その結果、厚生労働省の推計では、都道府県化スタートの今年度の国保料（税）の値上げした自治体は43%、下がる自治体は54%という数字です。青森県40自治体のうち、上がるのは18自治体という推計で、むつ市は今年度は上がりませんでした。財政健全化指針をつくり、さまざまな努力、取り組みをしてきたこと、国の激変緩和策の公費支援拡充が今回につながってきたことと考えますが、過去、平成20年度以降、むつ市は4回の保険税値上げをしたことは、市民の暮らしには重たいものがありました。

そこで、都道府県化のスタートに当たり、国民健康保険についての質問として、1つ目、むつ市の直近の滞納状況についてお聞きします。

2つ目として、高過ぎる保険税という市民の思いは都道府県化移行で解消されるのかについてお聞きします。

第2の質問は、生活保護制度についてです。2013年、平均6.5%の生活扶助基準の引き下げに続き、ことし10月からも3年かけて段階的に引き下げようとしています。これに対し、全国29都道府県で1,000人を超える原告、生活保護利用者自身ですが、この原告による生活扶助基準引き下げは憲法違反と裁判が戦われ、支援団体も広がっています。青森県でも、青森市2人、八戸市2人の

原告で戦っています。ことし5月に八戸市の原告の方が亡くなりましたので、3人となりました。亡くなった方が、昨年10月25日に青森地方裁判所で述べた意見陳情書の一部を紹介したいと思えます。

「今の生活は、当たり前のことができない。例えば冠婚葬祭に行くための費用が足りません、兄がなくなったのですが、顔だけでも見たいと思い、むつまで行きました。その往復の交通費約1万円を出すために、おかずは納豆だけという生活を半月ほど続けました」。また、次のようなことも言っていました。「生活保護の減額が最近続いていることを考えると、このまま生きていてもどうなるのだろうというような気持ちになり、とても不安になります。生活保護基準が下げられてから、夜眠れなくなり、睡眠薬を飲むようになりました」と裁判所で意見を述べています。お気づきのように、この方はむつ市出身の方です。この裁判の戦いは、自分だけの問題でないと命をかけて最後まで頑張ったと聞いています。

生活が大変な方の最後のセーフティーネット、生活保護の役割は重要です。しかし、ことし5月、厚生労働省は、所得が生活保護の基準を下回る世帯のうち、保護を利用している世帯は22.9%という推計結果を発表しました。生活保護を利用する資格がある人のうち、実際に利用している割合、捕捉率といますが、この捕捉率を上げる政策にすぐ取り組むべきです。

そこで、3点についてお聞きします。

1つ目、10月予定の制度改正によるむつ市の利用者への影響について。

2つ目、厚生労働省は、ことし1月末に国会答弁の中で、10月からの生活保護費の削減を実施すれば、これに伴い47の低所得者向けの医療、福祉、年金などの施策で影響が出るということを明らかにしました。この制度改正によるほかの社会保障

制度への影響についてお聞きします。

3つ目、制度を理解してもらうために広報等を活用すべきについて。

この3点をお聞きいたします。

最後に、第3として、介護・福祉について質問します。ことしから2020年度までの3カ年計画で、むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定され、地域包括ケアシステム構築の推進が進められようとしています。昨年6月に経済財政運営と改革の基本方針2017が閣議決定され、地域医療構想における2025年の介護施設、在宅医療等の追加的必要性を踏まえ、都道府県、市町村が協議し、統合的な整理目標、見込み量を立てるうえでの推計の考え方を示すよう求めています。その期限は、昨年夏でした。平たく言うと、地域医療構想で求められているベッド削減計画、県は2025年まで下北のベッド削減目標を175ベッドとしています。それとのかかわりで、地域の受け皿である介護施設、在宅医療等の追加はどのくらいか等、考え方を求めています。それに対し、どのような考え方をまとめたのか。また、第7期計画にどのように反映されているのかをお聞きいたします。

以上が壇上からの質問です。前向きなご答弁をお願いいたします。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（白井二郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

5番横垣成年議員を指名いたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答え

いたします。

いただいたご質問につきましては、それぞれいづれも担当部長等からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤坂吉千代） 国民健康保険についてのご質問の1点目、直近の収納と滞納状況についてお答えいたします。

まず、国民健康保険税の徴収率についてですが、平成28年度が71.1%、平成29年度につきましては、決算見込みではありますが、前年度比で0.6ポイント増の71.7%となっております。

次に、滞納状況についてですが、平成28年度は滞納世帯数が2,000件、滞納金額は5億4,405万4,443円、平成29年度は決算見込みで滞納世帯数が1,798件、滞納金額は5億1,477万1,130円となっており、前年度と比較しますと、滞納世帯数が202件、滞納金額が2,928万3,313円それぞれ減少の見込みとなっております。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 工藤議員の国民健康保険についてのご質問の2点目、高過ぎる保険税という市民の思いは都道府県化移行で解消されるのかについてお答えいたします。

国民健康保険制度は、社会保障制度の根幹をなす制度とも言える国民皆保険の最後のとりでではありますが、近年の少子高齢化による急激な人口減少や高齢者比率の上昇に加え、医療技術の高度化等による医療費の増大や加入者減少による保険料収入の減少などの構造的な要因を抱えております。このような背景から、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、本年度から都道府県と市町村がともに保険者として都道府県単位で国保制度の運営をしていくいわゆる国保の県単位化に移行したところであり

ます。

制度改正の目的は、財政主体を市町村から都道府県に移管することで、保険財政の基盤を拡大し、国民健康保険制度の安定運営を図ることです。国民健康保険は、被保険者の皆様が安心して医療の提供を受けることができるよう国民健康保険法等の趣旨に従って国、都道府県、市町村並びに被保険者の皆様がそれぞれ必要な負担をしながら運営する保険制度であると認識しており、当市の保険税率につきましても、県単位化に伴う影響はなく、制度を運営するうえで収支の均衡を考慮し、必要最低限で設定しております。

また、法の規定では世帯の所得に応じ、7割、5割、2割の軽減措置が講じられており、その措置も年々拡充されておりますことから、被保険者の皆様の所得に応じて一定の配慮がなされております。

市といたしましては、むつ市総合経営計画にある「一人ひとりの健康づくりの推進」及び「社会保障の充実」の中で示したように、市民の皆様の健康を第一義とし、各種健康づくり施策を展開して医療費の適正化を図り、新たな制度が安定的に運営できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 工藤議員の生活保護制度についてのご質問の1点目、10月予定の制度改正によるむつ市の利用者への影響についてお答えいたします。

生活保護基準の改正については、厚生労働省が定期的に検証を行うこととしており、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ科学的見地から評価、検証することとしております。

今回の改正では、子供の大学等への進学を支援するため一時金を支給することとしたほか、中学

までの児童養育加算の対象を高校生までにするなど、子供がいる世帯に配慮したものとなっております。

しかしながら、全体としては、生活保護基準額と一般低所得世帯と均衡を図った結果、世帯構成や地域によっては増額になる場合があるものの、多人数世帯や都市部の単身高齢者世帯は減額となったことから、生活保護基準の改正に当たっては、世帯への影響に十分配慮し、検証結果を機械的に当てはめることのないよう扶助費の合計額の減額幅を最大で5%に抑えるとともに、今年度から3年間で段階的に減額する緩和措置を講じております。

このたびの改正により、当市においても生活扶助費の増減がありますが、いずれも消費実態に合わせたものであり、最低生活を保障するという生活保護制度の趣旨に変わりはないことから、利用者の皆様の生活に影響はないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、モデルケースといたしましては、生活扶助費について、あくまでも試算ではありますが、保護世帯の構成比率で5割以上を占める高齢者世帯を例にいたしますと、高齢者単身世帯は、現行の月額6万2,960円から10月以降は6万1,970円となり、990円の減額となります。

高齢者の夫婦2人世帯では、9万2,860円から9万9,370円となり、6,510円増額となっております。

母子世帯の例では、20歳代の母親と未就学児の2人世帯では、12万3,040円から13万5,150円で、1万2,110円の増額となっております。

また、30歳代の母親と小学生2人の3人世帯では、16万7,420円から18万4,800円となり、1万7,380円の増額となっております。

次に、ご質問の2点目、同制度改正による他の社会保障制度に対する影響についてであります。

平成30年10月予定の制度改正に伴い、保育の措置の徴収金、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の自己負担額、介護保険料、高額介護サービス費等の負担額の減免など、生活保護基準との関係で47の制度が影響を受けると考えられております。

しかしながら、生活保護基準額が減額となる場合には、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響を及ぼさないように対応すると厚生労働省から示されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、制度を理解してもらうために広報等を活用すべきについてであります。現在生活保護制度の広報につきましては、市のホームページに掲載しているほか、生活保護の担当課であります生活福祉課の窓口には誰にでも手にとれるように申請書や生活保護についてわかりやすく記載した生活保護のしおりを配置しております。

また、市民の皆様の身近で活動していただいている民生委員の皆様には、地域における生活困窮者の情報提供をお願いしているほか、生活保護相談員2名を配置し、電話相談や来庁できない方のために訪問相談を行い、必要な方に対応できる体制を整えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護福祉についてのご質問、介護施設・在宅医療についてお答えいたします。団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、総人口が現在の5万8,285人から5万1,809人と6,476人減少するのに対し、高齢者数は現在の1万8,353人から1万8,482人と129人増加し、高齢化率は現在の31.5%から36.2%に上昇するものと推計され、医療と介護のニーズを合わせ持つ高齢者の増加が見込まれております。

また、平成28年3月に青森県が策定した青森県

地域医療構想では、下北地域における必要病床数を平成26年度から平成30年度に向け175床少ない453床とすることが示されております。

このような中で、医療や介護が必要な状態となってもできる限り住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、在宅医療介護サービスの提供体制の構築が喫緊の課題となっております。

市では、平成29年4月に地域の方々が医療機関から在宅生活にスムーズに移行するための相談窓口となるむつ市在宅医療・介護連携支援センターを一部事務組合下北医療センターむつ総合病院内に設置し、医療と介護が切れ目なく提供できる体制を整備したところであります。

在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に向けた対応といたしましては、平成30年3月策定の第7期介護保険事業計画期間中に在宅医療介護連携のこれまでの取り組みをさらに進めるとともに、青森県地域医療構想と整合を図りながら、必要なサービスの確保に努めることとしております。

そのため、医療と介護の連携に関する状況及び連携の方法のほか、訪問看護等の在宅介護のための人材確保や地域的な課題、問題点について、地域ケア会議やむつ市在宅医療・介護連携推進協議会を活用し、検討してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も引き続き医療、介護、福祉、行政の関係者と連携を密にし、地域の社会資源を最大限に活用しつつ、むつ市総合経営計画の高齢者福祉の目指す姿であります高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域の実現に向け、在宅医療・介護サービスの提供に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） どうも、ご答弁ありがとうございました。順番に再質問いたします。

まず、健康保険についてですが、滞納の件数については、今いただきましたが、これでは全体像が見えないのですが、国保の加入者のうち、滞納しているのが何%ということはないのでしょうか。前に2割以上だということは私受けとめていましたけれども、2割以上の方が滞納しているということで間違いはないのでしょうか。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 平成29年度の滞納世帯割合ですが、21.15%となっております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 5人に1の方が滞納しているということですが、この中で資格証明書とか短期被保険者証を受け取っている方の数も、今出ますでしょうか。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 平成29年度の3月31日時点の短期被保険者証の交付世帯は619世帯、そして同じく3月31日時点の資格証明書交付世帯数は123世帯となっております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） どのような方にこのような保険証を出しているのかということも、簡単に説明をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤坂吉千代） お答えいたします。

短期被保険者証と資格証明書の交付する要件とございますか、まず短期被保険者証については、滞納があることが前提になります。前年の滞納金額が翌年度に繰り越したという方を、納税交渉を経て、どうしても解消できないという場合短期被保険者証の交付になります。

資格証明書というのは、これよりさらに滞納が

加算された状況で、解消されない見込みである方についてやむを得なく交付している状況にあります。

以上です。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 医療保険の最後のとりでのこの国民健康保険で、5人に1の方が滞納しているということが社会保障制度としてあっていいものなのかということ、本当に国保制度の矛盾の一つだと思います。私も相談を受けたことがありますけれども、保険証がないから、風邪引いて病院に行きたいのだけれども、行けないという、そういう方に相談を受けて、窓口に行って、そして事情を話して、特別な場合だからということで、そしてこのようにして支払いますからという話し合いを重ねて保険証を受け取ったというふうな、このような経験ありますけれども、しっかりとそういう管理者の方とお話をして、そしてこのような短期被保険者証とか資格証明書等を出しているのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 資格要件に基づいて発行させていただいていることは明らかであります。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 先ほど私言いましたように、国民健康保険について、今構造的な問題だということはもう全国的に言われています。2割の滞納者がいる医療保険、そして負担が重い加入世帯は、所得の低い方が多い。高齢者といえば病院にかかりますね。そうすると、医療費が本当にかさむ。そして、ほかの医療保険に比べて高い。そして、国からの公費が減らされている。このような構造的な問題を抱えている医療保険ということで、今国保が大きな問題になっていますけれども、2つ目でも私お聞きしましたけれども、このような高過ぎる保険税という問題が、今の都道府県化の中

で解消されるのかどうか。どのような対策を講じて、そして都道府県化になってどのような改善がなされているのかということもお聞きしたいと思うのですけれども。社会的弱者のこの医療保険ですよね、どのような改善の見通しがあるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） お答えいたします。

都道府県化に移行したことに関しては、高過ぎる保険税を安くするとかではなくて、目的は財政主体を市町村と都道府県と一緒にやることで基盤を拡大して安定運営を図るということがまず目的でございますので、1年間まずは移管したことでどのような状況になるか、県とともに状況を見ながら、市としても今後の保険税等を判断していくこととなると思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 今年度は、むつ市の保険税は上がりませんでした。でも、今までも4回の保険税の値上げとか、一般会計からの法定外繰り入れだとか、都道府県化に当たって激変緩和の公費を相当受け入れてきて、そしてようやく今日まで来たわけですけれども、都道府県化になっても同じような構造であるのであれば、また同じような矛盾が生じるのではないかなと思います。

そして、昨年12月に青森県国保運営方針が出ましたけれども、それを見ますと、本当に負担が軽くなるのかということがよく見えないのです。見通しがいいのです。厚生労働省としては、激変緩和用として特例基金を国費で300億円を設けました。しかし、6年間の時限措置なのですよね。それから、危惧する文面として、法定外繰り入れをしないようにというのがあります。また、将来的に統一的保険税の導入を目指すという、こうい

う文面もあります。しかし、下北のような医療環境がよくないところ、豪雪地域、医療体制が脆弱なところ、それぞれの地域の市町村の実態が軽視されるのではないかとということが本当に危惧されます。

また、もう一つ保険者努力支援制度というのが設けられています。これは、国が採点をするということになっているのです。例えば収納率がどうですか、医療費適正化、医療費の削減が幾らかでも進みましたか、地域医療構想のベッドの削減の状況はどうかというふうな採点項目によって国が採点をして交付金を減らす、このような仕組みも、この青森県の国保運営方針を見ますと書いてあります。ですから、今までのような構造的な問題というのは、都道府県化によっても何も解決しないのではないかと、運営方針を見ると、このような危惧がますます大きくなってきています。

国保の構造問題を解消する本当の改革をしなければいけないということで、いろいろ調べてみますと、全国知事会が出している提案、本当にこのことについて学ばされました。「平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」ということで、全国知事会が昨年7月に出しています。これを見ると、国保への定率国庫負担の引き上げ、つまり国保へもう少し公費を入れるべきだというふうな提案をしています。このことについて、宮下市長、同じ認識でしょうか、お伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、問題の根本的な捉え方ということですが、先ほどからお話を聞いていますと、払っていない滞納している方が2割いるということが構造的な問題だということに理解しているということよろしいでしょうか。

（「それも一つです」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） そのこと自体は、私自身は誤りだと思っていて、というのは、この問題はそ

もそも払っていない人が問題だということが私の認識であります。というのも、この滞納者という滞納金額を見ますと、これ5億4,000万円なわけです。これ多額の、むつ市の財政にとってはマイナスの影響がある、そういう金額でありますので、78.85%の方々はしっかり払っていただいているわけですから、まずこれ滞納なく払っていただくということを、せつかくの機会ですので、この場をおかりして市民の皆様にもお願いをしていきたいというふうに思っています。

制度の核心についてですとか、全国知事会の提言について、私自身がこの市議会という場で申し上げるべき事項ではないということだと考えておりますので、その点についてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私は、この滞納が出ているというのは、払いたくても払えない高い金額になっているから滞納しているのだという、そういう認識ですが、市長はちょっと違うということを本当に残念に思います。構造的な問題というのは、2割の滞納者が出るという、このような高い国保税の問題、そして加入者が所得の低い方、そして高齢者の方が多い。協会けんぽ等に比べて保険料が異常に高い。そして、国からの公費が50%から25%に減らされた。このような経過の中で国民健康保険のさまざまな矛盾が今生じているということなのです。これは、むつ市だけが収納率が低いということではないです。確かに平均ぐらいかな、平均より下かと思いますが、全国的にこのような収納率が低いのです。ですから、本当に根本的な問題であれば、都道府県化ではなく、社会保障の制度だということ国の本格的な財政出動を求めるといって、このことが一番必要だと思います。だからこそ、全国知事会でも昨年の7月にこのような要望書をまとめ、提案をまとめているのだと

思います。それに対しての市長の認識ということをもう一度聞いてよろしいでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私は、御党は護憲というか、憲法を守っていくというようなことが求められているというか、それを党の方針として掲げているというふうに認識しています。憲法の中には、納税の義務というものが国民にはあるということで書かれているわけでありまして、そして、今回の国保税の話でいきますと、まずどんな状況であっても、78.85%の方々は、これ一生懸命これ払い続けているわけでありまして、これについて、その評価というものが抜けていて、2割の方をとって構造的な欠陥であるとするのは間違いではないかというようなことを私は繰り返し述べているわけでありまして、その認識は共有をさせていただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 時間がありませんので、次に移りますが、その前に、経済的な理由で受診を控えて、そして2015年でも63の方が治療おくれで死亡しているという、こういう現実が広がっています。むつ市を変えることで県、国を変えていく、もっと市民に寄り添っていくという2期に向けての市長の方針を聞くと、ちょっと残念な答弁だと思います。

私は、全国知事会でこのような提言、要望が出されているというのは、むつ市だけの問題ではなく、全国的な問題としてこの国保の問題が論じられている結果だと思います。こういうことをもっとも市民の皆さんの声をむつ市政に上げていきたいということで、次に移りたいと思っております。

次、生活保護制度についてです。生活保護の制度、増減があるということですが、むつ市のどのくらいの方に影響があるのかということがちょっと見えてこないのですが、47の影響があるけれど

も、影響が出ないようにするということが厚生労働省の指導だという答弁でありました。

今改めて生活保護法の第1条を見てみますと、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ということで、憲法第25条に基づく生活保護制度なのです。

そして、これは社会保障ばかりではなく、最低賃金法とも連動しています。最低賃金法の第9条第3項にこのような条文があります。「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」、このような中身となっています。これも最低賃金法も憲法25条、そして生活保護との兼ね合いでできている制度です。だから、生活保護費の基準が下がることによって、さまざまな施策に影響されてくるものと思って、先ほども確かにいろんな減免制度に影響するということは答弁で紹介されていました。

それでは、2017年に生活保護の基準が下がりましたけれども、その影響はむつ市にはあったのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今のお話を聞いていても、先ほどは憲法義務、これに違反している人たちを擁護して、今回は一方で憲法を利用して論理展開していると。これはまさに議会、質問の間に相矛盾するような話をされているということは、まずもって指摘をさせていただきたいと思います。

その中で、今回の制度改正についてでありますけれども、どういうところに影響があるのかということについては、先ほども申し上げましたとおりでありますけれども、前年の生活扶助基準額を

勘案して設定されております個人住民税の非課税限度額の基準につきましては、平成30年度においては前年度の生活保護基準額を勘案して設定されていることから、影響はないということで考えております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 2013年度の生活保護の切り下げによる就学援助の例を、ほかの市町村の例を紹介いたしますけれども、むつ市の場合は、就学援助の場合は、課税されているか、課税されていないかということが基準になって、生活保護の切り下げとは関係なかったということで本当によかったと思っていますが、就学援助の基準を生活保護の1.何倍というところを基準にしている地域では実際に下がっているのです。大阪なんかでは、相当就学援助の金額も下がったという報道があります。しかし、青森県内では厚生労働省がこの生活保護削減によってほかの制度に影響が及ばないようにということ、あえて基準を上げたりしているのです。例えば平内町では、収入所得の基準を引き上げることによって影響が及ばないようにする、十和田市なんかでも収入所得の適用基準を引き上げて、この生活保護の引き下げが社会保障の就学援助等に及ばないようにという工夫をして、そしてしっかりと生活を守るという施策をやっているのです。

むつ市の場合は、この生活保護が基準になっているのは、国民健康保険の一部減免制度だと思います。そのことも影響があると思いますが、本当に残念なことに、むつ市ではたった1件しか適用になっていないのですが、ほかの制度に影響がないようにという厚生労働省の指導をどのようにして生かしていくのかということもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 指導は指導として受けとめ

て対応してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 生活保護制度の削減によって影響があるということですが、まだ具体的にどう影響があるということはわからないという、そういうふうな受けとめ方でよろしいのでしょうか。むつ市の施策にはどのように影響があるのかということが具体的に語られませんでしたので、まだわからないという、そういう受けとめ方でいいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 10月に予定されているということでありますので、現状ではまだはつきりしたところはありません。

以上です。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 厚生労働省が47の低所得者向けの施策に影響が出るということを言っていますので、どうかきちんと調査して、むつ市の中でもどういう施策に影響があるのかということ調査して、そして厚生労働省が言っているように、それが影響が及ばないように努力してほしいということを受けとめていただきたいということを要望します。

それから、3つ目ですが、制度を理解してもらうためにということで、生活保護の条文を、その精神をしっかりとしおり等を書いていただきたいと私は思います。福祉のほうの窓口に行きましたら、「生活保護の申込書はありますよ」と言うのですが、なかなかちょっと、申請しなければ見えなかったのです。そして、「生活保護のしおりというものはありますか」と言ったら、奥から出してくれたのですけれども、やはりこういうことも窓口においていただきたいということも要望します。

そして、この中身を見ますと、生活保護の権利

と義務ということでは、確かに権利ということも書いてありますけれども、生活保護が憲法25条に基づいて、そしてつくられている制度だということをきちんと書いてほしい、その精神を書いてほしいということをおは訴えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 納税義務者が滞納しているということについては、憲法上どのような形で我々が通知すればいいのでしょうか。もちろん私に質問権はありませんので、そのことはこの場での投げかけにとどめさせていただきますけれども、我々としては、当然公務員ですから、憲法を擁護する義務があります。ですから、生活保護の方々に対しては、その権利を行使していただくということに対してお手伝いをさせていただく立場にあります。これがパンフレットの置く場所ですとか、その内容ということに関していえば、これは我々としては十分に対応しているというふうに認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私が問題にしているのは、厚生労働省でさえも生活保護を受ける条件があるのに、受けている方が23%だという、そういう数字なのです。ということは、生活保護の制度が知られていないということが1つ。もう一つは、生活保護を受けることは恥だという意識がずっと広がっている。この2つのことが理由だと思っています。差別と偏見を解消するために、制度の本当の姿をきちんと皆さんに知らせる、知っていただく、そういうことが必要だと思っています。

私は、生活と健康を守る会の役員でもあるのですけれども、生活保護を受けている方の交流会が青森市でありましたけれども、本当にこの集まりに出てよかった、この集まりに出なければ私はどうなっていたかわからない、さまざまな苦しい思

いをして、そして今暮らしているという涙の集まりだということを聞いています。ですから、社会的に生きてきて、今の社会制度の中でさまざまなところの落とし穴に落ちてしまっている、本当につまずけばどん底まで落ちるという仕組みの中で、最後のセーフティーネットとして、このような国の制度に基づいて、憲法の25条に基づいて、こういう制度があるのだよということをきちんともっともっと知らせるべきだと思って私今回取り上げました。

進んでいるところでは、北九州市なんかでは、この生活保護のしおり等をもっときちんと書いていますし、神戸市のしおりは、市役所のロビーに置いたり、生活保護法第1条の全文を載せたりして、きちんと皆さんに説明しています。日本の生活保護は恥だよという、このような土壌というものは変えていかなければいけないと思います。

ドイツでは、捕捉率、つまり生活保護を受ける条件があって生活保護を受けている方が64%、フランスでは91%、イギリスでは90%、このような高さになっています。

○議長（白井二郎） 工藤祥子議員に申し上げます。

申し合わせの時間が過ぎましたので、簡潔に、早目に質問を終えてください。

○4番（工藤祥子） はい。

生活保護の問題の最後には、もう少し生活保護制度を皆さんに知らせるといふ広報、そして生活保護のしおりの中身の改善等を要求して、まずこのことは終わりたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

納税の義務があるのに滞納している人は20%、憲法を守っていない人が20%いるわけです。私は、さっきの議論をオウム返しで言わせてもらえば、もっともっと、ではその制度を知らせるべきではないのでしょうか。これも問いかけにとどめてお

きますけれども。

生活保護のしおり、今手元にあります。これ私見ましたけれども、かなり必要十分な情報が細かく書いてございます。ラジオを聞いている方々は、しおりが手元にごさいませんので、わからないと思いますけれども、全ての漢字にも振り仮名が振ってあって、誰にでも読めるというような形になっています。十分に周知は図られていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後4時30分まで暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（白井二郎） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。18番齊藤孝昭議員。

（18番 齊藤孝昭議員登壇）

○18番（齊藤孝昭） 本日最後の一般質問になりました。齊藤孝昭です。今回は、ご当地グルメの普及促進について、地方自治の原点について、教育行政についての3項目をお聞きいたします。

初めは、ご当地グルメの普及促進についてであります。ご当地グルメの普及促進は、行政というよりも地域協議会や各種団体が行っていることで、行政がどこまで介入できるかという懸念がありますが、まちおこしという観点から質問させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

では、むつ市のご当地グルメといったら何を思い浮かべるでしょうか。みそ貝焼き、大湊海軍コロケ、大湊海自カレー、S o r a空っ！、焼干

ラーメン、フライボール、その他たくさんあります。高級な食材や一流のサービスによるA級の料理ではなく、日常的に食べられている安くて庶民的なおいしい料理、ラーメン、お好み焼き、うどん、焼きそば、カレーライス、ハンバーガー、どんぶり物などが代表的なB級グルメとされ、地元の食材や味つけや地域の特徴を生かしたご当地グルメとして一目置かれ、地域おこしに大きく貢献しています。

さて、大湊海自カレーをさらに普及させるためのアイデアについてであります。海自カレーは量が多くて全部食べ切れないという声をスモールプレートという形に、カレーだけ食べたいという声に10種類のレトルト商品という形に、カップ麺とのコラボ、食べ比べイベント、市民からのアイデア募集など、さらに普及させるための取り組みについて、現状はどのようになっているのかお聞きいたします。

次に、「大湊Sora空っ！」普及戦略についてであります。本年3月20日にむつ市、航空自衛隊第42警戒群、むつ商工会議所が包括的な連携のもとに相互に協力することとした締結をした後から現在に至るまで、何の情報提供もなく現在に至る経過、または今後どのように進められていくのか、広報が不足していると思います。この類いのものは、トーンが下がらないよう進捗状況、途中経過等を情報発信することで期待感が膨らみ、成功につながる可能性があります。しかし、行政がどこまで介入できるのかという現状かもしれませんが、「Sora空っ！」普及戦略について所見をお伺いいたします。

次は、地方自治の原点について、ガラス張り政治へと結びつく住民参加型行政についてであります。地方分権を進める中、市民協働社会または住民参加型行政について、政治や行政サイドの思いだけが先行し、地方自治の主人公は市民と言われ

ても、行政サービスを受けるだけで受益と負担の意識、政策の形成に住民の皆さんがどれほど貢献し、影響力を与えたのか理解しづらい状況にあると思われま。また、これまでの行政主導型の自治から住民主導の自治へ変えていくことが人口減少や超高齢化社会に対処する方法の一つであると誰もが理解していると感じます。

しかし、課題は、両者がパートナーシップをいかに確立するか、特に住民側の自立、主体性の確保ができるのか、地域の問題解決の真の主体は住民の皆さんにあること、その皆さんがそれぞれの能力に応じて参加し、地域社会をつくり上げるという意識を持つことができるのかにかかっています。

参考例は、コミュニティセンター脇野沢温泉を実現させた住民参加型事業であります。温泉を復活してほしいではなく、温泉を復活させるために何が必要か、何をすればいいのか、何ができるのかということを考え、地域で生きてきた個人や集団の持つ自主性のもとで住民の多様な知識、能力を地域づくりに生かすシステム、そして住民の皆さんの心を動かした一番の決め手は、行政と住民の皆さんが同じ方向を向いて課題解決に取り組んだ曇りのないガラス張りの政治の結果だと思えます。

憲法が保障する住民自治権、いわゆる住民の住民による住民のための自治をどれほどの住民の皆さんが主体性を持って理解していただけるのかがポイントとなると思えます。

この例を参考に、むつ市はもっと扉を大きく開くべきだと思います。そして、職員の皆さんは全体の奉仕者であることを各分野においてもさらに意識しなければなりません。市長が言う「新しい希望を拓こう。新しい明日をつくろう。市民の皆様の声は、大きな力になる」ということ、「声を力に」は、開かれた政治が前提であり、行政と住

民との信頼関係から成るものと考えますが、ガラス張り政治と結びつく住民参加型行政について、市長の所見をお伺いいたします。

最後は、教育行政についてであります。中学校の部活動と教員の長時間労働の関係をどのように認識しているのかについてお聞きいたします。国は、公立学校の部活動の見直しは待ったなしとの見解を示していきまして、限度のない長時間労働から教師を解放することは、部活動の抜本的見直しが課題であることを指摘しています。しかし、部活動は教育課程外の学校教育活動と位置づけられていきまして、教師の善意と献身的な行動によってかろうじて成り立っているとすれば、国の考えと現場は地域事情によって矛盾していることとなります。確かに教師の長時間労働の解消は緊急の課題だと思いますが、部活動だけが負の温床のように改善を求められることでいいのかと私は考えています。

部活動と生活指導の関係、保護者と学校の関係、生徒と教師の関係、授業時間と各種行事の関係、さらには地域と学校の関係等々、さまざまな場面での見直しや改善を行えば、教育現場での部活動の重要性を担保できるのではないかというふうに思っています。

文部科学省は、学校教育法施行規則で部活動指導員を制度化しましたが、それを導入することでのメリット、デメリットを検証し、慎重な対応をするよう願うところであります。

このような動きは、部活動のあり方を根本から問い直すよい機会であると同時に、一方で少子化が進む現状において、将来の学校教育のあるべき姿が問われることにもつながると思いますが、部活動と教員の長時間労働の関係について、教育委員会委員長の認識をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

ご当地グルメの普及促進についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、地方自治の原点についてのご質問、ガラス張り政治へと結びつく住民参加型行政についてお答えいたします。

まず、住民参加型行政の例としてご発言のありましたコミュニティセンター脇野沢温泉事業でございます。本事業は、地域の皆様のご意見を改修する施設の設計に反映させるだけでなく、完成後においても施設を地域コミュニティの拠点として地域の皆様に運営にも携わっていただくことを目指し進めたものであります。ワークショップなどで声を聞くことに加え、形にする段階にも地域の皆様に主体となっていただく住民参加型の取り組みの中でも一段ステップアップした取り組みとなりました。

この事業は、平成27年度より休館となっていた脇野沢温泉を復活させてほしいという地域の皆様の声に応えるべく国の地方創生拠点整備交付金を活用し、「脇野沢コミュニティセンターを核にした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクト」として、地域の皆様に対しワークショップへの参加を呼びかけ、スタートしたものであります。

平成29年2月からは、地域づくりを専門とする大学講師などをコーディネーターとして招き、ワークショップを重ね、同年8月には大学生インターンシップの受け入れもあわせて実施いたしました。

インターンシップ生による「よそ者」、「若者」の目線は、脇野沢地域が持っている魅力を地域の皆様に改めて気づかせてくれたとともに、彼らが脇野沢のためにも汗を流してくれた姿そのもの

のが地域の皆様の自分たちも頑張ろうという気持ちを盛り上げてくれたと感じております。

我々といたしましても、ワークショップを初めとするさまざまな手法を通じて地域の皆様とかかわる中で、部署の垣根を超えて連携を図りながら、地域の皆様と同じ目線が出されたアイデアや課題に対してどうすればそれができるかを考え、可能性のあるさまざまな方法を模索しながら事業を進めることができました。

先般4月22日にオープンを迎え、現在はワークショップにご参加いただいた方々を中心に結成された地域運営組織「わきのさわ温泉湯好会」が、これまで考えてきたアイデアを実現すべく、パンサークルによるパンやケーキなどの販売、婦人会の皆様によるカレーや総菜等の提供を実施しているほか、施設に隣接するガラスハウスでのハーブや野菜の育成にも精力的に取り組まれています。まさに地域の声を地域自らが形にするという市民協働の象徴であると思っております。

この事例によれば、例えば地域運営団体が将来的に指定管理者制度の新たな受け皿となる可能性をも示唆しているとも言え、今後これを契機に指定管理者制度における新たな手法について市として検討してまいりたいと考えております。

また、この脇野沢での取り組みは、地域の課題解決を目的に地域の皆様が主体となって参画し、議論を重ねたうえで得られた全体の合意に基づき、その後の事業を進めたという意味で、民主的プロセスが極めて明確に体现された一例であると考えております。

市では、この脇野沢の例に限らず、これまでも市民の皆様のご意見を市政に反映させる住民参加の基礎として、さまざまな形で広聴機能の充実と市民協働参画の促進を図ってまいりました。

その例として、市民の皆様からのご意見を市ホームページや庁舎及び本庁舎敷地内に先月オープ

ンしたコンビニエンスストア内のご意見箱を通じて聴取する「お聞かせくださいあなたの声」を初め、市長が現場へ出向き、地域の皆様の声に直接お答えする「おでかけ市長室」、「町内会イキイキふれあいトークン」、さらには地域の力で地域の課題解決の突破口を生み出す「ご近所知恵だし会議」などの取り組みがあり、市内の多くの地域において開かれた住民参加型市民協働のまちづくりを推し進めてきたところであります。

現在日本の地方自治は、首長及び議会を構成する議員を住民が直接選挙によって選択する二元代表制の原則のもとに成り立っております。この二元代表制において、首長は条例、予算などについて議会の議決に基づき行政事務を管理、執行する執行機関の役割を、そして議会はその条例や予算について住民の代表である議員が合議によりその是非を判断する議決機関としての役割を担っており、双方がその役割を果たすことが地方自治の根幹をなすことは言うまでもありません。

原則論としては、この二元代表がその責任において両輪となって政策を進めることで足りるとも言えます。

一方で、昨今の行政に対するニーズの多様化やさまざまな場面でのIT化を初めとする技術革新といったまさに急流とも言える時代の流れの中であって、政策の方向性を民主的な合意の中で決めていくためには、先ほど述べたプロセスが必要な手法となってきたと認識しております。

そして、ガラス張りの政治、いわゆる政策決定プロセスの透明化については、何も市長という代表機関のみに要求されるものではなく、多元的な利益を反映させ、審議過程で争点を明確にする役割を担う議会もまた積極的な住民参加や協働を推進すべき主体であることは議員もご認識のとおりと存じます。

今後におきましても、地方自治の両輪をなす行

政と議会の双方がこのことを十分に認識をし、お互いの役割を果たすことで地域の声有形になる喜びを市民の皆様とともに実感することができる「笑顔かがやく希望のまち むつ」を実現してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

教育行政についてのご質問、中学校の部活動と教員の長時間労働の関係をどのように認識しているのかについてであります。本市における教職員の長時間労働の対策といたしましては、平成28年12月に策定した「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」により、各学校の実情に応じて取り組んでいただいているところであります。

この指針の中で、部活動に関しましては、平日1日と、週休日のうち、いずれか1日をノー部活動デーとすることとしており、おおむね適切に実施されているところであります。

中学校の部活動は、教育過程外の学校教育活動として学習指導要領に位置づけられており、生徒の責任感や連帯感の涵養、互いに協力し合い、友情を深めるといった好ましい人間関係の形成を図るうえで重要な役割があるほか、勉強が苦手な生徒にも部活動を通して自己肯定感を持たせたり、学校生活全体へのモチベーションを持たせるためにも有効な教育活動であると認識しております。

本来教員は、原則として時間外労働は認められておりませんが、現状では部活動は平日は授業が終わってからの活動となるため、どうしても勤務時間外の活動となってしまいます。また、部活動終了後には、教材研究や翌日の授業準備、事務的仕事や保護者対応などがあり、結果的に長時間労働となっているのが実情であることから、部活動

だけが長時間労働の要因ではないと認識しております。

教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたが、教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定したほか、教職員の長時間労働の具体的な軽減を図るため、昨年12月に文部科学大臣より示されました「学校における働き方改革に関する緊急対策」のうち、早急に対応できる対策として、まずは長期休業期間における学校閉庁日を今年度から導入し、夏期休業期間中の8月13日から8月15日までの3日間を学校閉庁日として実施することとしております。

また、中長期的には、勤務時間を客観的に管理するシステムの構築や校務支援システムの導入、学校徴収金の公会計化など、学校の事務的負担の軽減を図ることを第一として捉え、実施に向けて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） まず、ご当地グルメの普及についてのご質問の1点目、大湊海自カレーをさらに普及させるためのアイデアについてお答えいたします。

昨年6月10日、海上自衛隊大湊地方総監部、むつ商工会議所を初め関係者ご臨席のもと、出港セレモニーを行った大湊海自カレーであります。市内外の皆様から大変ご好評をいただき、本年5月23日には提供から1年を待たずに2万食を達成することができました。この成果は、大湊海自カレー普及会を構成する提供店舗、大湊地方総監部、そして市を含めた関係団体との官民連携が非常にうまく機能している結果であると考えております。

しかしながら、議員からのお話もありましたが、女性や子供には量が多いといった意見、お土産品としてレトルトカレーをつくってほしいといった

要望が寄せられており、さまざまな課題も見えてまいりました。

現在普及会では、仮称ですが、量を抑えた「士官セット」の提供やレトルトカレーの開発、海自カレー味の加工食品の開発を進めており、できるだけ早い段階での提供を目指し、取り組んでいるところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、出港セレモニーから2年目を迎えた本年度は、知名度向上をテーマに掲げ、市内外のイベントに積極的に参加することとしており、5月には横須賀市で開催された「横須賀カレーフェスティバル」に出店するとともに、昨年12月、テレビ神奈川の情報番組「関内デビル」に市長が出演し、大湊海自カレーをPRしたご縁で招待された横浜市での「テレビ神奈川秋じゃないけど収穫祭」に出店したほか、八戸市において毎週日曜日に開催されている「館鼻岸壁朝市」にも毎回出店し、PRに努めているところであります。

今後も課題をチャンスと捉え、一つ一つ解決することにより、大湊海自カレーの魅力を高め、さらなる普及につなげてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、「大湊S o r a空っ！」の普及戦略についてお答えいたします。航空自衛隊では、各基地で提供される鶏の唐揚げを航空自衛隊全体で、より上を目指す意味を込め、「空」に「上がる」と書いて「空上げ（カラアゲ）」と呼び、普及させる取り組みを行っております。当地域に所在する第42警戒群では、これを「大湊S o r a空っ！」と命名し、新たなご当地グルメとしてブランド化を図り、地域とともに稼げる仕組みをデザインすることで、観光交流人口の増加や地域経済の発展に貢献したいという意向、提案を示されました。このような航空自衛隊による地域との連携は、全国初の取り組みであり、他の部隊

から問い合わせを受けるなど、航空自衛隊の中でも注目されており、市といたしましても、ぜひ成功させたいと考えております。

具体の戦略といたしましては、地域とともに成長するソウルフードをコンセプトに、鶏肉を初めとして下北産の食材にこだわり、地域と第42警戒群が連携を図ることで提供店舗がふえ、その質の向上も含め地域とともに成長していくことや、多くの店舗で手ごろな価格で提供し、普及を図ることで市民の皆様にも愛されるソウルフードに成長することを目指しております。

去る6月2日に開催しました「むつうまふえす！！～むつ市のうまいは日本一日～」におきましては、市民の皆様にも「大湊S o r a空っ！」をご試食いただいたところ、「おいしい」などといった評価をいただきました。来月7月26日には、大湊分屯基地盆踊り大会においてテークオフ、公式発表により正式に販売を開始する予定としております。その後につきましては、提供店舗のご協力をいただきながら、市内外で開催される食に関するイベントにきめ細かく出店してプロモーションし、地域と第42警戒群が両翼となって空に舞い上がるように「大湊S o r a空っ！」を強力に推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 答弁ありがとうございます。

ご当地グルメということですが、やはり今のところ感じるのは外部向け、どちらかというと市民の皆さんは、そんなに興味を持って進んで食べるということになっていないのではないかと、いうふうに感じる時があります。値段も含めてですけれども、だったら大湊海自カレーというよりも、カレーのまち、横須賀が何かそういうキャッチフレーズでやっていますが、「カレーのまち大湊」というふうな幅をもうちょっと広げて、例

えばカレーの日の設定、または空上げの日の設定、そして「秘密のケンミンSHOW」でいくと、むつ市に来たら、毎週金曜日はカレーみんな食べていると、すごいまちだねみたいな、そんなキャッチフレーズに将来なることを望んでいます。

外部の団体がやっていることというふうなことを私壇上で言いましたが、やはり住民の皆さん一体となって、このご当地グルメを普及させていくのだという試み、心構えが必要ではないかというふうに考えていますので、ぜひそういうふうになるように行政側も一生懸命その団体に協力しながら、活動していただければというふうに思いますので、お願いします。

地方自治の原点について、市長に再質問を何点かしたいと思いますが、この類の話は過去にも何回かしたときがあって、やはり開かれた行政ということと同時に、住民のレベルを上げよう、民度と言いますが、民度を上げていくことでこういう行政に興味を持ってもらって、私たちも一緒になって政治に携わると、行政の行事に参加するというふうなことになっていくと、さらによりいい事業が行えるようになるというふうに私は考えています。と同時に、選挙の投票率というのは、やはり下がっているということは、政治に興味を持っていない人のバロメーターになっているのではないかというふうに思っています、この政治に参加する、行政に興味を持つということのそのバロメーターは投票率にあるのだろうというふうに思っていますので、ぜひ来年の9月のむつ市議会議員選挙のときには、今までにない投票率になるぐらいの住民の皆さんの興味を持つぐらい、行政も我々議会も何らかの形でいろんな活動をしていかなければならないというふうに思っておりますが、市長はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず今の質問の中で、民主主義的な住民の参加ということと、行政の行事に住民が参加するということは、私自身は、若干それは異なる問題なのだろうというふうにはちょっと捉えている部分があります。

今のご質問の中でいくと、そもそも原則論からいけば、我々お互いが市長という代表機関であり、議員という代表機関であると。それがこの議会という場でさまざまな議論をして、我々が提案して皆さんに議決していただいて、また我々が執行していくという流れの中でやっています。本来民主主義というものは、そこで完結しているということですので、投票率ということも考えたとしても、この議会の中で、ある意味ありとあらゆる市民の方々の要望ですとかさまざまなご質問ということも皆さんが持ってきていただいて、我々がそれに対して真摯にお答えするという姿をまず見せることが、その大前提になっていくのではないかなというふうに思っています。

ただ、それではなかなか足りないというのが、それは我々自身の問題でもあると思うのですが、ということも当然あって、それは先ほどの答弁の中でも、やはり時代の流れというものが非常に早くなっている、あるいは技術が進歩している。技術が進歩しているというのは、こういう場面のことも、例えば50年前にはラジオで放送されるなんということは想定していなかったわけです。ところが、ラジオで流れる。今まさに今定例会からはインターネットで放送されて、全国で聞けるようになっているというようなことがありますから、そういう技術の進展というものが我々のさまざまな民主主義の民意の形成過程の中で影響しているということは言うまでもないことであって、そういうことを考えていくと、より市民の方々が参加をしたいというニーズをどう組み入れる

かということが大事だということだと思っています。そういう中で私たちは、脇野沢を例に出しましたけれども、コミュニティセクターの中で、これ単に補助金持ってきたからつくるということではなくて、さあ、どうやってこのコミュニティセクターというものを中心にまちづくりを進めていこうかという投げかけをして、住民の方々の提案を受けて、そして今形になっているというような状況でありますので、こういったことをさまざまな場面で繰り返していくことで、洗練された民主主義というものがむつ市にも定着してくるのではないかなと。その結果として、投票率の向上につながっていくということで理解しております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 人口減少、これから進んでいくというふうな統計が出ていますが、それと同時に行政もコンパクトになっていかないとだめになっていくと思います。地方自治法にもありますが、少数精鋭主義ということで、小さな行政で経費をかけずに行政運営をしていく時代がもうすぐそこにあるということを考えれば、やはり行政で働く職員の皆さんだけではなかなか前に進まないことを、住民の皆さんに協力を得るというふうな形で前に進めていくことが今後必要になってくるだろうというふうに考えると、壇上で言いましたが、もっともっと行政側の情報発信をより細かく、より多く発信していくことが必要になってくるのだろうなというふうに感じています。

情報化社会というふうには言うものの、地方に来れば来るほど、なかなかその情報の発信というものはその年代、または地域に集約されている人数、またはそのコミュニティによってはきめ細かに情報発信されない、または協力を求めるためのやりとりがしづらいというふうなことになっていくと私は思っています。なので、それをどうやって組み合わせながら考えていくかということも

これからの一つの方法だというふうに思っていますが、どうなのでしょう、市長、どういうふうに思っているのかお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず共通の認識としては、最少の経費で最大の効果を上げなければいけないというのは、これ地方自治法のたしか第2条だったと思いますけれども、これ書いていることですので、これは我々の責務としてこれからもしっかりと取り組まなければいけないと思います。

ご質問の情報発信ということに関していきますと、これ我々も大変問題意識を持っています。今さまざまなツールがあるわけです。例えばインターネットで、ホームページで発表しますということ、あるいはフェイスブックやツイッターということの中で我々の活動を報告させていただきま。ただ、一方で、こういった情報化というところからは少し遠くにいらっしゃる方々もいるわけでありまして、全体にどういう形で情報発信をするかということは、一つの課題ではありますが、我々として考えているのは、やはり報道機関を通じて知っていただくということが第一であろうということで、月1回の定例会見はもとより、さまざまな場面で報道機関に対して記者発表をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

この部分については、私どもいつも思っているのですが、議員の皆様に対しても、そこでさまざまな情報提供したいという思いが実はあります。ただ、その受け皿としてどうかというお話もありますので、今後そういったことについては、しっかりと協議をさせていただき中で、皆さんとも情報を共有させていただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 地方自治の原点という項目で質問しましたので、そのことについて最後話をしますが、やはり地方自治の原点というふうになると、住民の皆さん、行政、首長、議会議員がやっぱり同じようなレベルになって物事を考えられるようになることだというふうに思っています。住民による住民のための政治というふうなことも含めて、やはり地方自治の原点は住民の皆さんにあると、そこを中心にいろんなことを進めていくと。そのためには、情報をきめ細かにより多く発信していくというふうなことが必要だと。先ほども言いましたが、繰り返し言わせてもらえれば、そういうことになると思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 地方自治の原点についての認識ということでありませうけれども、まず首長、それから議員の皆様というのは直接選挙で選ばれて、これは住民を代表する機関であるということが、憲法第93条だと思ひますけれども、定められています。私自身は独任制で執行機関でありますので、ある意味意思決定が容易で、一貫した政治体制というものをとりやすい、積極的に展開しやすい。一方で、議員の皆様は合議制であって、議決機関であって、ある意味多元的な利益を反映する。いろんな意見が出てきて、それで審議過程の中で争点を明確化していくということが得意分野であるというふうに思ひます。きょうの一連の流れを見ても、まさにそういうような状況だというふうに思ひしておりますけれども、そういうお互いのいいところというものをもっともっとより出すということが、やっぱりまず求められるのであって、住民の方々により積極的に政策決定過程に参加してくれということも大事ですけれども、我々自身のというか、皆さんのことは私申し上げませうけれども、私自身のまずレベルアップとい

うものが常に求められているというふうに認識をしておりますので、これからも研さんを重ねて、その民意をしっかりと反映させることができる市長に成長していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 市長、ありがとうございます。

最後、教育委員会に、せっかくですので。中学校の部活動の話をさせていただきましたが、私が中学生のころ、やっぱり中学校の部活動の先生に憧れて、いつかは学校の先生になりたいなというふうなことを思ったときがありました。今でも中学校の先生になりたいと思う人の一部は、部活動の顧問になりたいというふうなことを目標に頑張っている方もたくさんいらっしゃいます。そういう中で、部活動を、顧問になって一生懸命頑張ることが何か制限されるみたいなことにはぜひなってほしくないなというふうに私は考えていました。学校の規模とかそれぞれの事情があるかもわかりませんが、ぜひ教育委員会としては、部活動と時間外の関係をもう少しきめ細かに配慮しながら、ぜひその顧問になっている先生方、またはそうでない先生方も一緒ですが、いろんな場面で話を聞いてあげたり、助言をしてあげたりというふうなことになってもらえれば、部活動の顧問をしている人たちが苦勞をするというふうな現状にはならないのではないかとこのように思ひますので、ぜひそういう取り組みをお願ひしたいなというふうに思ひます。答弁は要りませうので。

ということで、一般質問、時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月15日は鎌田ちよ子議員、東健而議員、浅利竹二郎議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 5時09分 散会